

令和元年第4回

中種子町議会 12月定例会会議録

開会 令和元年12月4日

閉会 令和元年12月12日

鹿児島県中種子町議会

会 期 日 程

令和元年第4回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
12月4日	水	本会議（開会・一般質問・議案審議）
12月5日	木	休 会
12月6日	金	休 会
12月7日	土	休 日
12月8日	日	休 日
12月9日	月	休 会
12月10日	火	休 会
12月11日	水	休 会
12月12日	木	本会議（その他・閉会）

令和元年第4回中種子町議会定例会会議録目次

第1号（12月4日）（水曜日）

1. 開 会	3
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
3. 日程第2 会期の決定	3
4. 日程第3 諸般の報告	3
5. 日程第4 行政報告	4
6. 日程第5 一般質問	5
日高和典君	5
戸田和代さん	13
休 憩	21
橋口渉君	21
休 憩	31
池山喜一郎君	32
休 憩	43
7. 日程第6 議案第52号 土地改良事業の施行について	43
田淵川寿広町長提案理由説明	43
池山聖年農地整備課長補足説明	43
質疑	44
討論	44
採決	44
8. 日程第7 議案第53号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	44
田淵川寿広町長提案理由説明	44
質疑	44
討論	44
採決	44
9. 日程第8 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例	45
田淵川寿広町長提案理由説明	45
質疑	45
討論	45
採決	45
10. 日程第9 議案第55号 損害賠償の額を定めることについて	45
11. 日程第10 議案第56号 損害賠償の額を定めることについて	45
12. 日程第11 議案第57号 損害賠償の額を定めることについて	45
13. 日程第12 議案第58号 損害賠償の額を定めることについて	45
田淵川寿広町長提案理由説明	45
阿世知文秋総務課長補足説明	46
質疑	46

	討論	47
	採決	47
14. 日程第13	議案第64号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	47
	田淵川寿広町長提案理由説明	47
	質疑	47
	討論	47
	採決	47
15. 日程第14	議案第65号 中種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例	47
	田淵川寿広町長提案理由説明	48
	質疑	48
	討論	48
	採決	48
16. 日程第15	議案第59号 令和元年度中種子町一般会計補正予算（第3号）	48
	田淵川寿広町長提案理由説明	48
	阿世知文秋総務課長補足説明	49
	質疑	52
	討論	52
	採決	52
17. 日程第16	議案第60号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	52
	田淵川寿広町長提案理由説明	52
	質疑	53
	討論	53
	採決	53
18. 日程第17	議案第61号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	53
	田淵川寿広町長提案理由説明	53
	質疑	53
	討論	53
	採決	53
19. 日程第18	議案第62号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第3号）	54
	田淵川寿広町長提案理由説明	54
	質疑	54
	討論	54
	採決	54
20. 日程第19	議案第63号 令和元年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）	54
	田淵川寿広町長提案理由説明	54
	質疑	55
	討論	55

採決	55
21. 散 会	55
第2号（12月12日）（木曜日）	
1. 開 議	57
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	57
3. 日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	57
4. 日程第3 議員派遣の件	57
5. 日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	57
6. 閉 会	58

令和元年第4回中種子町議会定例会会議録

令和元年12月4日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問
- 第6 議案第52号 土地改良事業の施行について
- 第7 議案第53号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第9 議案第55号 損害賠償の額を定めることについて
- 第10 議案第56号 損害賠償の額を定めることについて
- 第11 議案第57号 損害賠償の額を定めることについて
- 第12 議案第58号 損害賠償の額を定めることについて
- 第13 議案第64号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第65号 中種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第59号 令和元年度中種子町一般会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第60号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第61号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第62号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第63号 令和元年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 浦 邊 和 昭 君 | 2番 | 橋 口 涉 君 |
| 3番 | 池 山 喜一郎 君 | 5番 | 永 濱 一 則 君 |
| 6番 | 蓮 子 信 二 君 | 7番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 8番 | 下 田 敬 三 君 | 9番 | 迫 田 秀 三 君 |
| 10番 | 日 高 和 典 君 | 11番 | 戸 田 和 代 さん |
| 12番 | 園 中 孝 夫 君 | 13番 | 徳 永 留 夫 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	田	渕	川	寿	広	君	総務課長	阿	世	知	文	秋	君
町民保健課長		横	手	幸	徳	君		福祉環境課長	上	田	勝	博	君	
農林水産課長		里	重	浩	君			建設課長	長	田	認	君		
農地整備課長		池	山	聖	年	君		企画課長	下	村	茂	幸	君	
会計管理者兼会計課長		池	端	み	どり	さん		税務課長	春	田	功	君		
水道課長		牧	瀬	善	美	君		保育所長	山	田	和	春	君	
空港管理室長		石	堂	晃	一	君		行政係長	徳	永	和	久	君	
財政係長		鮫	島	司	君			教育長	北	之	園	千	春	君
教育総務課長		浦	口	吉	平	君		社会教育課長	園	田	俊	一	君	
選挙管理局事務局長		阿	世	知	文	秋	君	農委事務局長	遠	藤	淳	一	郎	君

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長		田	中	晋	二	君		議事係長	榎	元	卓	郎	君	
--------	--	---	---	---	---	---	--	------	---	---	---	---	---	--

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、令和元年第 4 回中種子町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 橋口渉君、3番 池山喜一郎君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（徳永留夫君） 日程第 2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（徳永留夫君） 日程第 3、「諸般の報告」を行います。

10月7日、第2回熊毛地区消防組合議会定例会が開催され、平成30年度一般会計歳入歳出決算及び令和元年度一般会計補正予算（第1号）が上程され、認定、可決されました。

同日、第2回種子島産婦人科医院組合議会定例会が開催され、専決処分の承認、平成30年度病院事業会計歳入歳出決算認定及び令和元年度病院事業会計補正予算（第1号）が上程され、認定、可決されました。

同日、第2回種子島地区広域事務組合議会定例会が開催され、条例1件、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定及び令和元年度一般会計補正予算（第1号）が上程され、認定、可決されました。

10月16日、長島町において離島町村議会議長会行政視察が行われ「地方創生の取り組み等について」研修を行いました。

11月12日、東京都において、種子島屋久島議会議員大会において採択された要望事項を地元選出国會議員に対し要望活動を行いました。

同日、第37回離島振興市町村議会議長全国大会が開催され、要望事項14件・決議事項14件、特別決議2件が採択され、政府機関等へ要請を行いました。

11月13日、東京都において、全国会創立70周年記念式典及び第63回町村議会議長会全国大会が開会され、要望事項25件・決議事項17件・特別決議5件・各地区

要望事項 9 件が採択され、代表者により政府機関等へ要請がなされました。また、NHK 政策局プロデューサー井上繭子氏が講演されました。

11月14日、東京都内において、熊毛郡町議会議長会行政視察が行われ「アンテナショップの取り組みについて」研修を行いました。

以上の会議・大会の決議文、資料等は事務局に保管しております。

また、お手元に配付しましたとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による、「例月現金出納検査」等の結果について報告書が提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

○議長（徳永留夫君） 日程第 4、「行政報告」を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告を 3 点ほどさせていただきます。まず、自衛隊の令和元年度鎮西演習などが10月21日から約 1 カ月間、主に中種子町・南種子町において行われました。議員の皆様のお理解の中、自衛隊家族会や隊友会の皆様の全面的な御協力、そして、商工会などを初め町民の皆様にも歓迎していただき、各団の団長初め隊員の皆様が、実りある訓練ができたことはもとより、その受け入れ態勢に感謝しておられましたことを報告させていただきます、感謝御礼申し上げたいと思います。

続きまして、11月27日、午後から東京都内におきまして行われました全国町村長大会に出席してまいりました。農林漁業の振興による農山漁村の再活性化を図ること。過疎対策を推進するための新たな法律を制定することなど12項目について決議し、34項目の要望事項も併せて承認されました。

また、全国離島振興協議会では当日朝から離島振興関係予算の要望運動合同会議が開催され、離島活性化交付金、離島振興対策調査費、辺地対策事業債、過疎対策事業債など17項目の離島振興関係事業予算の確保に関する要望を確認し、各班に分かれて衆参両議院の先生方に要望活動を行いました。

最後に、10月11日から本操業が始まった、でん粉原料用甘藷の受け入れも11月30日に終了しましたが、当初見込みの66俵を上回り、70俵を超える収量となっているところでございます。

また、サトウキビに関しましては、新光糖業が12月10日からの操業開始、来年4月10日までの操業期間となります。現時点の中種子町の見込み単収が6.75トン、ブリックスを糖度換算いたしますと約13度と報告されているところでございます。

サトウキビの刈り取りなど年末年始を挟んで大変忙しい時期になりますが、農作業などの無事故を切に願うばかりでございます。

以上3点行政報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（徳永留夫君） 日程第5、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

まず、10番 日高和典君。

[10番 日高和典君 登壇]

○10番（日高和典君） おはようございます。

町の発展と町民の豊かな暮らしを求めて、令和元年度3回目となります一般質問を行います。

現在、各自治体は早いもので、まち・ひと・しごと総合戦略が2015年度から始まり、2019年度までの検証とあわせ、次期5年間を見据えた同戦略の策定を進めています。

今後5年間の地域の目指す将来像を描く地方版総合戦略の策定は、地方創生の交付金を得るためだけでなく、地域ならではの未来予想図を作ろうとワークショップなどの手法を取り入れる自治体が目立ってきております。

地域の課題解決や目標に向け議論を深め、地方再生に向けて、地域にとって何が必要なのか話し合い住民目線で主体的な形にする必要があります。新たな戦略策定は住民主体で身近なものになるよう取り組んでいただきたいと思います。

それでは、通告書に従い「動物の愛護活動について」、「馬毛島問題について」、「交通安全関係団体の補助金について」、「財政運営について」質問をいたします。

まず1点目は、「動物の愛護活動について」、町長に御見解を伺います。

令和元年9月定例会で「動物の愛護活動について」町長の見解を伺いました。前回は、自分の発言時間が足りず、再度質問を行い、意見要望を述べたいと思います。

この動物愛護活動については、3月に陳情書の提出がなされていたみたいで、そのせいか、9月定例会において、町長には前向きな答弁をいただいたと、私なりに思っているところです。

さて、平成29年度は年間4万3,000匹の犬や猫が殺処分されまして、その約8割が猫の殺処分であります。中でも子猫が圧倒的に多く、種子島では猫の処分は、ほとんど行われていない状況であります。

種子島での活動は、動物愛護週間などの啓発活動のみで、捨て猫の数を減らす実効性はありません。啓発活動の中で去勢・不妊手術を推奨していますが、費用が高いため、飼い猫でさえ手術することなく、放し飼いにして子猫が生まれ捨てられています。野良猫はなおさらのことです。捨て猫を減らすためには、望まない子猫を生まさない、去勢・不妊手術をすることが1番です。そのためには、できるだけ多くの猫の去勢・不妊手術ができるよう飼い主のいない猫の

手術費用の全額負担と手術費用の捻出に困っている家庭への手術費用の一部補助を行うことが最善の策と考えます。

動物の遺棄は、れっきとした犯罪です。動物愛護法では、最高で100万円の罰金と規定されており、全国的に犬猫殺処分をなくす方向になってきております。9月定例会において、町長は、「無駄な繁殖を防ぐよう町民に呼びかけ、適正飼育飼養が図られるよう保健所や関係機関と連携し取り組んでいく必要があります。また、これから先も、防災無線等で呼びかけ、愛護団体やサークルで活動されている皆さんと情報交換しながら理解を深めていく必要がある。」と答弁され、非常に前向きだなと感じました。

これ以上、動物の不幸な命を増やさないよう、そして、動物愛護の再認識を図っていただくためにも、本町からの助成金が必要と考えます。

町長の御見解を再度伺います。

あとの質問は質問席より行います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） ただいま、日高議員からの質問でございますが、このことにつきましては、9月の定例会において「動物の愛護及び管理に関する法律」、いわゆる動物愛護法に定められた動物愛護週間には、飼い主に対して、動物の健康及び安全の保持や動物が人の生活環境に支障を生じさせないなどの広報に努めるとともに、犬の登録や狂犬病予防接種、犬の放し飼いをしないようなど、町民に随時呼びかけをしながら、適正飼養が図られるよう保健所と連携した取り組みを進めていきます。また、愛護団体などで活動されている皆さんと情報交換しながら理解を求めていくというような答弁をさせていただいたところでございます。

犬や猫の不幸な命を増やさないためという議員の強い思いであると思えますし、私どもも、そこには共感できるものがあるというふうな認識であることをまず御理解いただきたいと思えます。

このことは、基本的にこの飼い主によって、その繁殖を防止するため生殖を不能にする手術・その他の措置をするよう飼い主が努めなければならないという動物愛護法に規定をされているところでございます。

議員、おっしゃるように、やはり飼い主だけの努力では限界もあるのかなというところも理解できますし、特に飼い主のいない猫については、対応が非常に難しいということもあり、全体的に我々の基本的な考え方としては、全ての町民に対して適正飼養について、防災無線などで繰り返し呼びかけ実効性のある啓発活動、これが必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） 今、答弁をいただきましたけれども、実効性のある啓発活動というのは、どのような啓発活動ですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君）　まずこの猫、特に今、議員がおっしゃった4万3,000匹というのは、県内なのか、国内なのかわかりませんが、町内においては、たまに福祉環境課のほうに子猫が捨てられているというような情報は入ってくる状況でございまして、現状としては、町内での大量な猫の放し飼い、繁殖による大きな被害というのは、たまに福祉環境課のほうに町民の方から連絡いただくことがあるような状況でございまして、顕著な被害というものがまだ見受けられない状況、それが実際目に見えてきていない部分もあるのかなというふうには思いますが、そういう状況でございまして。

当然、今、動物愛護法ということに関しましては、まずこの飼い主として飼っている人が、飼い猫・飼い犬を傷つける。そういったことを大きく規制するものになるかというような趣旨の法律ではないかなというふうには、私としては認識をしているところでございまして。

でも、当然議員このことを御質問でございまして参考までにこういったことをやっぱり僕らの実効性のあるといいますか、犬猫、特にペット、犬猫に限らずですが、公益財団法人日本動物愛護協会という団体の一つだけ例をとらせていただきますと、ペットはおもちゃやファッションではありません。飼わないことも愛情です。というような表現の中で、猫を拾う野良猫を拾う、それを連れて帰る。というような人たちが結構いらっちゃって、というようなことあるかと思えます。その子を連れて帰る前に、その前にもう一度チェックしてみてくださいねというような資料がございまして、お住まいはペットを飼える環境ですか。家族全員ペットを飼うことに賛成していますか。家族に動物アレルギーの人はいませんか。寿命が来るその日までお世話をしてくれますか。ペットのお世話は365日お休みなしです。その時間と体力と覚悟がありますか。年をとったペットのお世話ができますか。ペットの一生にかかるお金を御存じですか。近所に迷惑かけないようにルールを教えることができますか。転勤や引っ越しが決まっても一緒に連れていけますか。緊急時代わりに飼ってくれる人がいますか。というようなチェックリストを作っておられます。

仮に野良猫を拾うと思った子ども、もしくは猫を飼いたい・犬を飼いたいといった人たちがしっかり、やはりこういったことをまず認識してもらうことが、根本にある動物愛護に係るものではないかなというふうには思っているところでございまして。

確かに、この犬や猫の不幸な命を増やさないために、去勢手術であったり、不妊手術であったりということも一つの手段ではあるというふうには認識はしてございまして、それが全てではないというようなふうな認識を持っているところでございまして、これは、実際にその飼っている人たちの意識改革をしていかないと、最終的には、その手立てが効果的なものになるのかどうかということに非常に現時点では疑問を感じることも多くございまして。

ですので、実質上のそういった今チェック項目を簡単に説明させていただきましたが、そういったことから啓発活動をしっかり続けていくことが、本当の動物愛護に繋がっていくのではないかなというふうには思っているところでござ

います。

議員のおっしゃるそういう補助金を出して、その去勢とかそういった子どもを産まないようなことをするということ自体も私はそういう手術を自然な動物に対して行うということ、これも私は正直動物愛護からいうと外れているような要素もあるような個人的な感覚もなきにしもあらず。

ただし、野良猫等が繁殖していく中で、そういった中では、議員さんおっしゃるように、そういった餌も与えられない野良猫の命を、そのまま見捨てていいのかというのも、同じく動物愛護の精神から来ているものであるというふうに思っておりますので、まずは、町内にお住まいの皆様方にペットを飼うときの根本的な考え方というのは、随時、啓発活動をする中で理解を求めていくことが、まずは先決ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） ただいま啓発活動について詳しく説明をいただきました。

多くの自治体においては、動物の遺棄は犯罪であることの周知、去勢・不妊手術の推奨などの啓発活動や動物愛護センターでの保護・治療・里親探し・譲渡会の開催を実施しております。

そして、飼い主のいない犬猫の去勢不妊手術を実施して、地域に戻して保護する「TNR活動」が行われております。

私の地元の熊野漁協においてもたくさんの猫がいて、大変困っている状況であります。皆さんの中にも、休日は熊野漁港に釣りに行くなど足を運んでいる方もいるかと思えます。

現在も捨て猫の愛護活動が行われていますが、町長が今おっしゃったように動物の飼い主も動物の健康と安全の確保のために、動物が人の生命に害を加え迷惑を及ぼすことのないように努めなければいけないと思えます。

また、みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術等を行うことと動物愛護管理法にあり、厚生労働省も去勢・不妊手術を奨励しております。

これまで何となく見過ごされた、捨て猫・捨て犬の問題について直視し、捨て猫・捨て犬の削減のために対策をとっていただきたいと思います。

この問題に対しましては、全国でも「ふるさと納税寄附金」を活用した、不妊・去勢手術費用の補助事業を行っている自治体も増えております。最初から動物愛護を事業目的に含めている自治体もあります。全体の寄附金の中から公益性のある事業として実施している自治体もあります。

町政の基盤である、住民税・交付税の財源でなく、ふるさとのためにといった志を活用することで、無理のない事業の継続が可能であります。

ちなみに本町の平成30年度の寄附金は1億5,760万円ほどで、使い道としては、指定項目として利用可能です。その中から100万円ほど捨て犬・捨て猫削減事業として利用できれば年間で約90匹の手術が可能となります。

動物の命の大切さを見つめ直していただき、不妊・去勢手術費用の補助を行うべきであります。

なお、鹿児島市ではこれまで適用してきた県条例には、猫の飼育管理に関する規定がなく、現状に合わなかったため独自に制定する取り組みが行われています。

種子島全体の活動として捉え、動物愛護の中種子町・種子島としてのイメージアップにも繋がるほか、手術した野良猫を管理して観光客誘致に繋げることも可能です。ぜひとも推進を図っていただけるよう要望をいたします。

それでは、次の「馬毛島問題について」質問に入ります。

この馬毛島問題については、議会でも新たに自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会を設置し、正確な情報を町民に対して提供できるよう公正中立な立場で活動を行っています。また、日本の自衛隊誘致活動の一環として、これまでどおり9月には熊本西部方面隊式典にも参加をしました。

防衛大臣にも平成27年1月と平成28年5月に自衛隊誘致についての要望書活動を行っており、日本の自衛隊誘致が本町に実現すれば、町民生活の向上や活性化に繋がり、町は当然ながら潤います。

今回の自衛隊訓練においてもたくさんの隊員が訪れイベント活動も行っていただき、本町の商工会会員の方々、特に弁当・燃料・レンタル事業については、すごく繁盛し多大なる経済効果があったと聞いております。

この馬毛島問題の経緯としては、平成19年3月に米艦載機訓練移転反対が1市4町で決議し、5月には対策協議会が設立されました。本議会は平成24年12月定例会において、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会からの離脱を決議し、平成25年3月に馬毛島移設問題調査特別委員会を設置しました。なお、8月には、防衛省・防衛局職員が来庁され、10月には山口県岩国市等に視察に行き、そして12月には武田防衛副大臣が来町しました。平成26年10月には、東京都の町田市等に視察に行き、議会だより特別号も平成27年2月に発行して、選挙改選の時期に伴い、特別委員会の最終報告を行いました。このような中、平成27年12月の定例会において、馬毛島問題の進捗状況と考えについて質問をしました。町長は、平成27年7月14日に馬毛島問題対策協議会が開催され、平成23年7月協議会以来、協議会としては、防衛省との接触もなく、特段の動きの変化がないとのことでした。協議会自体の考え方としては、FCLPについては反対のスタンスは変わらないというお話で、一応、中立な立場ということで検討させていただき、情報もいろいろ収集する必要性はあるという認識ですとの答弁でした。そして、新しい市長がニュートラルな立場で情報を収集し、住民に正確に伝えたいとのコメントもありました。

この通告書を提出して2週間以上が過ぎています。その間、11月29日には政府は約160億円で買収することで、地権者と合意され、市長はFCLP移転は、地元の理解を得られていない状況との認識を示しています。

情報も変化して4年前とは違ってはいますが、これまでの情報収集への取り組み状況について御答弁を伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 御確認いたしますが、馬毛島の問題に関する情報収集

ということでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） はい。そうです。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） メディア等で報じられている中身の情報しか知り得ていませんし、情報に関して我々に防衛省等が情報を与えてもらえるような状況ではないようでございます。新聞やテレビで報道されている情報が確かなものかどうなのかすらも、我々は、私どもは確認できていないところでございます。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） 4年前に情報収集に取り組みますということだったので、4年間過ぎておりますが、その中で、公開できる取り組み、情報収集するために4年間、町長が行った取り組みを答弁していただきたいです。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 自衛隊の誘致という観点から、防衛省等にもお伺いして、訓練等の誘致も含めて、お願いをする機会は多々ございました。何月何日、どうこうというのはちょっと今手元にはございませんが、そこら辺をしっかりとっております。

その中で、当然、馬毛島の問題も話は出てくるわけですが、そこに関しては、防衛省サイドから情報をもらえるような状況ではございませんでした。ということでよろしいでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） 馬毛島問題情報収集について、答弁をいただきました。

西之表市の対応が重要ではあるかと思いますが、自衛隊体制の観点からも防衛体制の充実を図って、大規模災害や離島侵略等に際し、効果的に活動を行う体制を整備する必要があるかと思えます。

昨年10月の訓練には、本町でも9月、防衛局より訓練概要説明会もありましたが、今後も様々な説明会を開催していただき、住民の意見をしっかりと聞いて、正しい理解と協力を得ることが必要不可欠であります。さらなる住民への積極的な情報提供を実施していただきたいと思えます。

馬毛島へのFCLP移転計画について、日米の「2プラス2」で馬毛島が移転候補地と明記され8年になります。合意の重要性と交渉が長引いている現状ではありますが、有人国境離島法の施行に伴い、航空路運賃・輸送コストの低廉化・雇用拡充などが整備されてきております。

しかし、人口減少に起因する産業衰退を始め、いろいろな問題があります。

このような中に、持続可能な地域社会づくりに寄与するため、交付金等の有効活用を図ることが重要であります。地域活性化策として交付金への期待もあり、自衛隊基地誘致を絡めた正確な情報の提供を図っていただき、慎重な対話が必要です。熊毛一市三町の首長がしっかりと将来の種子島・屋久島のことを考えて、さらなる正確な情報の把握に取り組んでいただきたいと考えます。

島民・町民の幸せのために適正な対応を行い、国県等の協議を推進すること

を強く要望をいたします。

次の「交通安全関係団体の補助金について」町長に御答弁を伺います。

今年の8月末に議長より交通安全協会、種子島地区の役員にお願いされました。本町には、中種子支部長さん、そして他にもたくさんの協力者の方々がいます。自主交通安全活動団体としてイベント開催時等の交通整理を初め、町民の交通安全意識の高揚を図るために、交通安全協会・指導員の協力のもと、様々な取り組みがなされています。

今年の管内の交通事故発生状況においても、9月末で人身事故マイナス3、物損事故マイナス15となっており、いろいろな取り組みのおかげだと考えます。

なお、活動費として交通安全協会及び交通安全教育指導員互助会に本町からも補助金を交付しております。大変ありがたい補助金ですが、最近はなかなか指導員になる方も少なく、各校区においても指導員見つけに苦勞をされております。

このように日々交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的として、町民の交通安全のために、ボランティア活動を行っていただいています。

交通安全関係団体の補助金を見直す考えはありませんか。

町長に御答弁を伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 本町の交通安全関係の団体につきましては、町の交通安全協会が鹿児島県交通安全協会、種子島地区協会の下部組織として位置づけられており、交通安全協会中種子支部として交通安全教育指導員が16名で、通学路における定期的な早朝立哨であったり、交通安全の街頭キャンペーン、また、町民体育祭・農林漁業祭・駅伝大会など町の行事における駐車場などの交通整理に御協力をいただいております。

御質問のありました、この補助金の見直しにつきましては、今年度の当初予算で増額をしていることは議員も予算を可決いただいておりますので、中身につきましては、詳細につきましては十分御存じかと思っておりますので、時間の都合もありますので、中身についての説明は控えさせていただきますが、当該団体行う活動の必要経費や指導員の福利厚生を目的とした互助会などへの補助金の補助を行っておりますが、交通安全教育指導員の処遇改善を目的に町行事における交通整理などに対する報償費の増額も行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） 交通安全関係団体等の補助金について答弁をいただきました。平成30年度、本町からの補助金は25万円、そして、種子島地区交通安全協会から20万円の助成金があります。なお、令和元年度の全体予算は52万500円。婦人部へも10万円、町助成金の中から予算化されております。大変厳しい状況の中で苦慮しながらの婦人部活動がなされておりますけれども、交通事故で命を絶たれることは本当に悲しいです。飲酒運転や12月で厳しくなりました「ながら運転」は絶対にあってはなりません。

安心して住める環境づくりのためには、行政・警察・町民それぞれの関係機関が協力して、一体となった取り組みが絶対に必要だと思います。

鹿児島県交通安全協会、種子島地区協会も学校関係、高齢者家庭訪問指導・法令講習の実施等の活動を行っています。

この様々な活動において3つの重要な財源としては、各市町行政機関からの補助金、警察からの委託業務事業を行う受託金、強制ではありませんが交通安全協会費であり、何とか賄い島内の交通安全啓発活動を積極的に推進しております。

地元種子島の安心安全な生活を守りたい、この願いを実現していくためには、島民の一人一人が支え合うことが必要であります。住民組織の中では、島民の皆さんが交通安全の担い手であり、受け手であるということです。交通道徳の高揚と交通マナーの向上を図ることにより、事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるためにも強く要望をします。

それでは、「財政運営について」町長に御答弁を伺います。
大変厳しい財政の中、自主財源の確保が重要であります。10月より消費税率10%の引き上げもありました。財政運営の厳しい状況ですので、国の財政健全化と社会保障の安全財源確保のためには不可欠だったと思います。

財政健全化は、歳入歳出の一体的改革によって進めることが重要で、国と地方の役割分担を見直さなければなりません。財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも大切であります。その際には、地方の自立・自助の理念が不可欠で地方創生戦略を推進する上でも、この理念は極めて重要であります。

財政事情として広報紙11月号にも掲載されている実質公債費比率と将来負担比率が増加しております。

この対策について町長の御見解を伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 広報紙等にも載せてありますので、非常にわかりにくい、どうしても書類になってしまう部分でございまして、わかりにくいと言ってもわかりやすく書けない部分がある資料でございまして、なかなかこうピンとこない部分もあるのかなというふうに思うところではございますが、基本的にこの実質公債費比率及び将来負担比率というのは変化をしていくものでございます。

ですので、その対策といいますのはあくまでも、その自主財源を確保する対策というのは、いわゆる、町税ということになるかと思えます。町民税、固定資産税、そういったものがほとんどでございまして、自主財源の確保という点では、それぞれの産業、そういったものをしっかり振興していきながら、まちを活性化することが、その一番の対策になるのではないかなというふうにご考慮のところではございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 10番 日高和典君。

○10番（日高和典君） ただいま財政運営について見解を伺いました。

なお、地方交付税制度におきましては、国が地方の不足財源を保障する機能を有しており、地方が国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め、地方活性化対策を企画・立案し実行しなければなりません。

国に比べ身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には事業仕分けのような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で導入すべきであります。

なお、本町の平成30年度一般会計では、歳入歳出の差引額は1億9,048万1,000円の黒字で、実質収支は4,925万7,000円となっております。

主要財務比率は財政力指数0.23、経常収支比率91%で依然として高い水準です。自主財源は、歳入全体の25.7%、町税が占める比率は11.2%で7億4,900万円ほどであります。

町税の徴収率が自主財源確保には重要ですが、分担金・負担金・使用料・手数料等についても徴収率向上とその額の適正化に努めていただきたいと思います。

鹿児島県においても、経常収支比率は3年連続で悪化しており、平均91.7%、90%超えは5市町村増え31市町村です。

本町も91%であります。今後も扶助費増加等で財政は厳しくなります。地方行政・国の行政それぞれ事業仕分けのようなチェック機能を生かして、必要な助成金・補助金等はしっかりと見直していただき、自主財源確保に取り組むことを要望し、以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 次に11番 戸田和代さん。

〔11番 戸田和代さん 登壇〕

○11番（戸田和代さん） おはようございます。

早いもので、もう12月。あと1カ月足らずで令和元年も終わりますけれども、私たち種子島は台風の被害にもあわず穏やかな年でありましたように思います。

また、関東・東北の皆さんは、度重なる台風、河川の氾濫により多くの人命と財産が失われました。避難生活をされている皆様には、1日でも早く元の生活に戻れることを願いたいと思います。

さて、12月10日よりサトウキビの収穫が始まります。10月、11月の天候に恵まれ、甘藷は平均で70俵。サトウキビにおきましては、10アール当たり6トン700、7トンに近い収量が見込まれます。

子牛価格におきましては、若干価格は落ちていますが、高値の取引がされているということで、これから向かう半年間、種子島が1番活気づく時期、または忙しい時期に入っていくと思います。

それでは、先に通告しておきました「地域公共交通機関」、「交通弱者、買い物弱者対策について」再度質問いたします。

地域公共交通機関は町民の移動の手段として、日常の買い物、または通院に

欠かせない交通機関であります。

私が6月の一般質問において、小型化して、町民がより身近に利用しやすい体制づくりが必要と問いまして、町長の答弁に昨年度からコミュニティバス・空港バスを含めた形で、鹿児島運輸局または県の企画部交通対策課に指導または提案をいただきながら協議を進めているところと答弁されていますが、その後、何回かの協議をされたのでしょうか。

あとは質問席でいたします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 6月の定例会において、戸田議員のほうから御質問があった、公共交通機関の見直しについてというところがございますが、その際答弁させていただいたように今後ますます高齢者が増えていく中で、町民のさらなる利便性向上を図るために、地域の実情に応じた対応を検討する必要があるということは、前回答弁をさせていただきました。その重要性というのは十分私も認識しております。

5カ月がたったのだが、その後どうなったかというような御質問かと思いません。現在、幹線バスにつきましては、一市二町の広域的な枠組みの中の運行について、協議を進めているところがございます。

それに合わせた形でコミュニティバスであったり、デマンドタクシーについても見直しを行う方向で、会議・協議を進めているところがございます。

とはいえ御承知のとおり幹線バスであったりコミュニティバスの運行につきましては初期費用やランニングコストなどの経費面・運行形態・ルート変更やダイヤ設定、運行頻度などの見直しなど多くの検討事項の課題が大変多いものがございます、一朝一夕に整備できるものではない部分もございます。

また、あの幹線バスについては、西之表市、そしてまた、南種子町の状況等もございますので、様々な角度から検討を踏まえ、まず民間事業者に、これまでどおり委託していくのか、一市二町事業主体となって何か新しい組織を作ってやっていくのか、別の角度からそれ以外の別の角度からアプローチを図っていくのかも含めて協議研究を今行っているところがございます。

今後、また、町民アンケートであったり、停留所ごとの乗降者数などの基礎データの収集分析などを行いまして、協議を進めていく中で状況に応じて、その小型バスの導入など必要かどうかも検討して、引き続き、九州運輸局や各関係機関、また、西之表、南種子などとも連携しながら協議を進めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 11番 戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） ただいま答弁いただきましたけど、今協議中ですので、なかなか難しい問題がいっぱいありまして、前になかなか進めないところがあるということなんですけど、少子高齢化は、日本全国どこにでも来ている現象で、9月の定例議会の折に、産業厚生委員長が報告にありましたように、7月

の16日から18日の日程で奈良県の川上村のふれあいセンターで高齢者支援について調査研究しましたところです。97%が森林、人口1,313人、高齢化率57%の中で、村民の皆さんが生き生きと生活できている。いち早く高齢者支援に対策を打って、コミュニティバス25人乗り、マイクロバス14人乗りのハイエース2台を村全体に上手に使いこなしてありました。

私、ここに西之表、南種子の資料をいただいているんですけど、南種子もコンパクトになっています。西之表もコンパクトになって、どんがタクシーとか、わかさ姫とかいう絵を書いたバスが、よく走っているのを見かけるんですけど、なかなか、この中種子だけが大型バスで毎日同じコースを走って、なんで、南種子と西之表ができているのに中種子だけが難しいのかなと思っているんですけど、町長、お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 詳しいことは、また企画課長に説明させますが、コミュニティバスもしくはデマンドタクシー、これの使い方という周知がもう少し足りないのかと思うんですが、西之表と南種子のやっていることと中身的には、ほぼ似たようなことをやっています、ただ西之表も南種子も小さな車を購入しています。

それで、多分委託されているのかなと思いますので、そこら辺のイニシャルコスト、どういうふうに市町が捉えるかということでございまして、先ほど日高議員のありました実質公債費比率の問題であったり、そういったことも踏まえて考えながらやる中で、1番そういった負担を少なくするようなやり方の中で効果的にやる必要があるというふうに考えておりまして、なんで中種子はできないのかっていうところの詳細については、企画課長に説明をさせますが、おっしゃることは十分私も認識をしておりますので、そういった方向に向けての体制づくりを効果的に、そしてなおかつ、イニシャルコストを抑えランニングコストをいかに抑えながら、種子島全体の中の幹線バスも含めた路線、コミュニティバスの再構築を検討しなければならないということで考えておりますので、そういう全体的な大きなイメージで考えておりますので、5カ月経ったけどどうなったかと言われても、なかなかその結論が出にくい部分もあるということは御理解いただければというふうに思うところでございます。

企画課長に若干説明、補足をさせます。

○議長（徳永留夫君） 企画課長。

○企画課長（下村茂幸君） それぞれ1市2町におきましては、小型バスを購入して、当然、初期費用が必要でございます。

あとそれと中種子・南種子と違うところは、それぞれ西之表は巡回バスを走らせております。中種子は、巡回バスはございません。

南種子は河内温泉、公立病院間を巡回バスがあります。ただ、その小型バスの巡回バスの利用活用につきましては、南種子はほとんど利用者がいないということでございます。

こちらのほうも先ほど町長が答弁しましたように地域公共交通の見直しを含

めまして、デマンドタクシーなりコミュニティバス、そういうのも小型化できないかということで、これまで3度、担当者会議を開いて、それぞれのデータと、あと先ほど言いました、乗降者数、あるいはデマンドに、路線バスをデマンド化にしたほうがいいのか、空港バスを含めて、そのあたり検討中でございます。

そのあたりもこれから経費等も含めまして検討していきたいというふうに考えます。

○議長（徳永留夫君） 11番 戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 今、企画課長から答弁いただいたわけですけど、乗車率が少ないというのは、毎日同じコースを月曜日から金曜日まで走るから、今のところ大型ですから集落内を練って歩くちゅうことはできないわけですけど、小型化したら集落内を毎日走らなくても週2回ぐらいはコースを変えて走れば、乗車率は多いと思います。

西之表はいろいろ、わかさ姫とかどんがタクシーとかいて、スーパー・病院・公共施設という、北回り南回りを1日に合計12便運行して、どなたでも利用できるのかという対策をとって結構乗車率が多いんじゃないかと思います。

今の中種子のコミュニティは毎日同じコースを走るから乗車率が少ないと思うわけですよ。ですから、小型化して集落を練って歩けば、結構今は高齢者の皆さんが、今年は特に事故が多かったです。テレビ・メディアで、もう高齢者ばかりの事故があって、免許証の自主返納が今年はすごく多かったと言っておられます。

中種子の私はもう、お店もない中山間地区に住んでいますので、何が何かというと、高齢者の皆さん、高齢者の皆さんばかりでなくて町民の自分たちも、とにかく買い物が大変、町に行くのが大変、1時間かけ半日かけて帰ってくるということで、もう1番難儀な話をもうぼんぼん私の耳に入ってくるんですよ。

ですから、小さなバスにして、こうぐるぐる回りできないかと、本当に町民の人からも言われて、顔さえ見れば言われます。

ですので、南種子と西之表ができていのに、なんでできないのかなと私はもう前から不思議に思っていました。

今、町長が答弁されまして、いろいろこの調査研究をしているということなんですけど、川上村では、そういう小さいのをくまなくカバー、たった1,313人の人口の皆さんをくまなく村を走って、村民の皆さんの言うところに病院とかスーパーとか銀行とか金融機関に出向いて連れて行くという素晴らしい村でした。本当に。こんな素晴らしいものがあるのかな。私は、ちょうど私の思いが今度の研修で移動販売であったり、それから交通弱者の対策であったり、素晴らしい研修をしたと私はこう思っております。

どうしても町長、この問題はね、近い将来にどうしても解決してほしい問題です。どうですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 全く戸田議員のおっしゃるとおりでございまして、人生

100年時代という中で、やはり80歳を超え、90歳超えたときに、運転免許の返戻返納っていうことも含めて、高齢者の移動手段、こういったことを考えると、福祉のほうとも連携しながら週に1回でも、そういった買い物バスを走らせるとか、それは全く有料ではなく、町の10人乗りのマイクロバスを使ってもいいわけですから、そういったこともいずれ形になっていけばなというふうな思いは持っているところでございます。

そういったことも含めまして、再度、町内で全町民に対してのアンケート等も行い、アンケート等で要望を書いたことが100%充足されるわけではないところがあるかと思いますが、少しでも今おっしゃる高齢者の皆さんに対する、住んでよかったと思える町づくりということのために、そういったことを計画していく必要性はありますし、早い段階でそういったことができればということで、今協議を一生懸命進めさせておりますので、どうしてもこういう交通網に関する部分に関しては、陸運局の問題、問題ではないんですが、規則なり何なりというのはいろんなものも、また生じてくるところもあり、そこら辺とも連携をとりながら調整をしながらやっていく必要があるというふうに考えておりますので、議員のおっしゃることはもう十分私も同じ意見でもございますし、逆に言うと、8,000人を切った中種子町ですが、そういった意味では、職員の数も逆に補充してでも対応していくべき、福祉の世界高齢化社会に向けた取り組みというのは、大事な部分があるんじゃないかということも、しっかり頭の中に入れて今後進めていくようなイメージを持っておりますので、大変貴重な意見をいただきありがとうございます。

それに向けて、また3月に聞かれてどうなりましたかって聞かれてもなかなか返答はできかねるかもしれませんが、そういった方向でしっかり検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（徳永留夫君） 11番 戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） ただいま前向きの検討をいただいたんですけど、とにかく西之表・南種子がこうして頑張ってるわけですので、どうか近い将来に解決をしてほしいと思います。

次の問題にいきます。

スクールバスに高校生を乗せていただけないかという質問ですけど、平成30年の6月の定例会の折に、一般質問で蓮子議員がスクールバスに高校生を乗せられないかという質問をしてありますが、スクールバスの契約が28年4月1日から平成31年3月31日、今年度です。3年間の契約で年額3,580万2,000円の契約金でありまして、また更新されていると思います。

前回の町長の答弁では、交付税制度・国庫補助金制度が影響してきますので、精査しながら検討をすると答弁されていますが、その結果はどうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 6月定例会で蓮子議員のほうから、平成16年の4月、町内4中学校統合して中種子中学校としてスタートする中で4路線のスクールバ

スが運用されている。このスクールバスの運用について高校生まで対象にしてほしいという声があるので対応してくれというような御質問がございましたが、様々な理由等もございまして、この件に関して、その後についてということでの御質問でよろしいかと思えます。

我々もしっかりそこら辺しっかり協議をしながら、進めてまいったところがございますが、蓮子議員の前回の答弁と重複する部分もあるかと思えますがお答えいたしたいと思えます。

スクールバスでございますが、中学校統合という理由で、それに伴い、町内で運行が始まったところがございます。平成16年でございます。平成27年度に係る契約まではスクールバス利用対象外の者についても、小学生以上が定額100円で乗車が可能となっていたところがございます。

貸切バスの運賃料金制度についての国の大幅な改正が平成26年の4月にごさいまして、以降に更新されるバス運行契約からは、契約内容新制度に合わせて大幅に変更する必要が生じたところがございます。

現在契約中の中種子町スクールバス運行業務委託契約につきましては、契約金額が年額4,860万円で、平成31年3月20日に締結しており、契約期間は平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間というふうになっているところがございます。

前回までの契約同様、この契約の目的趣旨、これは中種子町立小・中学校の児童生徒の通学に利用させるために運行するものであるため、バス運行の性質的には貸切バスという運行方式で町が契約金を支払う以外は乗車料金が徴収できないというふうになっております。

ただし、前回の質問で蓮子議員からの御要望もございましたので、今回の契約更新に当たっての事前協議の中で、高校生の条件つき乗車についても町が許可した場合は乗車させることができる旨を契約の相手方の業者に了承をいただいているところがございます。町の許可した場合、高校生の条件つき乗車についても業者には了承をいただいている状況でございます。

しかしながら、高校生が、あくまでも高校生を悪く言うわけではないので御理解ください。高校生がスクールバスを利用することによって、契約の本来の目的である小学生・中学生が高校生のお兄ちゃんやお姉ちゃんが乗るんだったら、もう乗らないとかいうようなことも我々は想定しなくてはなりません。ないと思えますが、中学生がバス利用しなくなるものがあってはならないということで運用の開始に当たっては慎重に進める必要があるのかなというふうにごさいしているところがございます。現在の中種子中学校のスクールバスを利用している生徒及びその保護者に対して、高校生の中学校スクールバス利用に係るアンケート調査を実施することについて、中種子中学校と現在協議をしているところがございます。アンケート調査の実施時期については、年度内を予定しておりまして、アンケート調査結果を参考にして高校生のスクールバス利用について、必要かどうかというものを引き続き、九州運輸局、関係機関、近隣市町、そういったところも含めて検討をしてまいりたいというふうにごさいしているところ

ろでございます。

アンケート結果にもよろうかと思いますが、そこら辺は前回、蓮子議員からあった御要望というのをしっかり噛み砕いて、それが実現できるように担当部署、懸命に努力をしているところでございますので御理解いただければと思います。

○議長（徳永留夫君） 11番 戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 朗報の話だと私は今受けました。

相手方と条件付きで乗るということは了承されているんですか、確実に相手方と、乗ることはいいですよってというような感じで了承されているんですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 相手方、契約の相手方とは、そこは確認がとれております。

○議長（徳永留夫君） 11番 戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 町長が今さっき言った高校生が、高校生が乗るんだったら小中学生は乗らないかということは、私はないと思います。今までも、小学校・中学校の間、一緒に乗っているわけですから、顔なじみなんですから、そういうことは私はないと思いますけど。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ないと思いますけど、一応、手続上、そこら辺はしっかり確認をとっていかないと、万が一あった場合に、私どものやっている中学生スクールバス、これの意味がなくなってきます。

そういったところで慎重にやりますという話でございますので御理解ください。

○議長（徳永留夫君） 11番 戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） わかりました。

何でスクールバスに高校生を乗せられないかということは、遠いところの親御さんがちょうど忙しい時間帯に送り迎えをしないといけないってということで、そのスクールバスの停留所まで行くのはいいんだけど、野間まで連れていくのが大変だということを耳にしたもんだから、蓮子議員もそういうあれで、町民の声を聞いて一般質問されたと思います。遠いところの保護者の方は、とにかく町まで連れてこないといけないので、そういうバス停の近くに行ったら、それは子育て支援にもなると思います。よろしく願いいたします。

それでは、移動販売・買い物弱者対策を早急に取り組む必要があると思います。高齢者ばかりではなく、農家の皆さんもです。

先ほどの奈良県の川上村では、スーパーと手を結んで移動販売に手掛け、至れり尽くせりではなく、必要な方への手伝い、見守り、安否確認と地域の福祉にも役立っています。移動販売車には必ず保健師がついて走りますということです。その保健師は、移動販売車と別に後方車で後について行く。そして、移動販売のところで血圧を測ってくれたり脈を測ってくれたり、気分はどうっていうのを確認しながら、もし、調子の悪い人がいたらその車で病院まで連れて

行く。というようなシステムを作っていました。安否確認と地域福祉にも役立っていますが、今年は特に高齢者のドライバーの事故が多く、全国的に自主返納が多かったことです。

中種子にも中山間地区に住んでおられる方々には、買い物に本当に苦慮しているのが現状であります。

奈良県の川上村では、元気な方も利用します。なぜなら将来、私たちが買い物弱者になります。なくてはならない移動販売車です。利用して応援しますということでありました。

県下でも、自治体で、いろんなどころが移動販売を手がけています。中種子も商工会とか、JAの力を借りて、どうにかならないものかなって、いつも私は考えております。

町長よろしく申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 移動販売をなさいという御質問でよかったですか。

○議長（徳永留夫君） 11番 戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 買い物弱者対策に言えばバスで行かれない方は、移動販売をすれば買い物が簡単にできるのという声が多いものですから、そういう考えを持っていないかなと思っているところです。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 理想としては、移動販売車、これも議員がおっしゃる、狭いところも入って行くとなると、軽トラックなのか、となると積めるものが限られてきます。

やっぱり買い物とか物を選ぶことっていうのは高齢者にとってすごくいいことだというふうに思います。

まずは、基本的には共助、自助共助という観点から、やはりあの地域の人たちが買い物に今日は行こうかって言って誘ってもらうことも、すごく大事な根底にある自助共助っていうところでは大事なものであるというふうに思います。

ただ、そういう人が近くにない人も正直どの程度、いらっしゃるのかどうなのかということも含めて、再度そこら辺も含めて調査をしたいというふうに思っています。というのは、そこは福祉とも絡んできます。

今、おっしゃったような見守り、そういったことも含めて、福祉のほうと連携をしながらやる必要性があるなというふうに思っています。

あくまでも、この買い物弱者対策としては、移動販売が全てではないというふうに考えています。

だから、その買い物に行きたいけど行けないんだよ。だけど冷蔵庫には何も入っていないんだよ。どうやって御飯食べるのっていう人たちをどう助けていくかっていうことが、とても大事なことはないかなというふうに考えています。

そういったことを含めて、福祉のほうと連携をとりながら、介護等含め、自分で動けない人、当然のことながら、障害のある人もしくは、高齢によって健康ではあるけれども、なかなかそう歩けないというような方達、こういった方

達の実情把握しながら、買い物にしても逆に言うと買い物代行みたいなことが職員とか、そういったところで見守りに行く機会がある高齢者というのはいらっしゃると思いますので、そういったときに訪問介護、そういったときにできるようなことがないか、そういったことも含めて、移動販売に限らず、全体的な視点で考える必要があるかなど、私は今現在思っているところで、そこら辺も含めて調査し、どのような対応が一番効果的なのかということ、喜んで、町民が喜んでくれるのかということ、これを把握する必要があるということ、調べさせる方向で進めていこうと思っているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 11番 戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 高齢者、この移動販売っていうのは高齢者ばかりを対象じゃなくって、農家の皆さんはこの町周辺でなくって、耕作している地方に広がって、大分、中種子は地方に広がっております。その農家の皆さんも切に言います。移動販売があればもう町まで、着替えをして汚れを落として着替えをして買い物に行かんばやから、それが難儀や。移動販売があったら雨靴とヤッケで買い物ができるのに。そういう観点もあります。

ですから、できれば、どっちが先とか言えば、もうそれはどっちも急ぐことなんですけど、両方、交通弱者、買い物弱者、これをやっぱりこう急いで対策を練っていく必要が、私は、急ぐ問題・緊急問題と考えておりますので、町長、どうにか近い将来に関係施策を見つけて、町民に喜んでもらえるような施策を取っていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時35分からとします。

-----○-----
休憩 午前11時21分
再開 午前11時30分
-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に2番 橋口渉君。

〔2番 橋口渉君 登壇〕

○2番（橋口渉君） 令和元年、最後の月となりました。

ただいまから通告書に沿って質問をいたします。

全国的にも、そして、町内においても、急激に少子高齢化が進む中、町内の金の卵であります児童生徒が安心して、そして安全に通学できる通学路の環境整備が必要だと考えられます。

町では、中種子町通学路交通安全プログラムで、通学路の安全確保に関する取り組みの方針として、中種子町通学路安全推進会議が設置されており、安全対策の取り組みがなされているようですが、どのような取り組みがなされてい

るのか、教育長の答弁をお願いいたします。

これ以降の質問につきましては質問席にて質問いたします。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

〔教育長 北之園千春君 登壇〕

○教育長（北之園千春君） 児童生徒の通学路の交通安全についてということで、今、御質問にあったことにお答えしてまいりたいと思います。

今、議員からありましたように、中種子町通学路安全推進協議会を町は設置しており、これを毎年度開催しているところでございます。

協議会の構成員は、教育総務課、建設課道路担当、総務課消防交通担当、熊毛支庁建設課、種子島警察署交通課の職員及び小学校の教頭先生の代表から構成されております。

協議会は、各学校から通学路の交通危険箇所として報告があり、安全対策が必要として挙げられた箇所につきまして、図面・資料、現場写真に基づき、今後の対応を検討しております。そのうち、現場確認が必要と思われる箇所には現場に行き、実地調査の上、対策協議を行っております。

令和元年度における町内通学路の安全対策が必要なカ所数は、全体で27カ所となっております。

そのうち対処済みのものが6カ所となっており、その対象内容は、簡易バリケード設置、区画線の引き直し、土砂の撤去、ガードレールの設置、歩道舗装の補修、外側線、路面標識の引き直しでございます。

また、警察による安全対策必要箇所での交通指導も行われております。

また、対処が済んでいないもの21カ所につきましては、今後、町の長期振興計画の変更追加を要するため検討中としているものが14カ所、予算の範囲内で年次的計画的に取り組み、実施中としているものが7カ所ございます。

各学校から通学路安全対策のためのカーブミラー、ガードレール及び道路の側溝外蓋等の設置要望が上がっている箇所につきましては、それぞれの事業担当課、総務課及び建設課等と連携の上、年次的に設置しているところでございます。

今後、安全対策が済んでいない箇所につきましても、できるだけ速やかに対処できるよう通学路安全推進協議会の中で検討協議してまいりたいと考えております。

○議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。

○2番（橋口渉君） ただいま教育長のほうから実施済6カ所、まだのところは21カ所、実施中が7カ所というふうな回答でございましたけども、今年度は、年1回7月に、このプログラムの中で書かれておりますけれども、定期的な合同点検となっておりますけども、今年度も実施されたんでしょうか。実施された結果が今出された結果ですかね。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 協議会から出されている今現在の結果がこの数字ということでございます。

- 議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。
- 2番（橋口渉君） このプログラムの中身的には定期的な合同点検というのが、毎年実施時期は7月とされておりますけども、これは今年度も実施されたのかどうかというのをちょっとお願いします。
- 議長（徳永留夫君） 教育長。
- 教育長（北之園千春君） 今年度は、11月15日金曜日に教育委員会会議室で、その会議を実施しております。
- 議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。
- 2番（橋口渉君） 一応、11月15日ということでございます。
- それと、点検結果、この危険箇所につきまして優先順位がつけられるというふうなことですけれども、この優先順位の決め方というのは何を基準にして、順位が決められているのか答弁をお願いします。
- 議長（徳永留夫君） 教育長。
- 教育長（北之園千春君） 通学路の側溝外蓋設置箇所を決定するなどの優先順位につきましては、特別な取り決め方法や文章化されたものは現在ありません。現場の状況により、特に危険度が高いと思われる箇所から順次対応しているところでございます。
- 議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。
- 2番（橋口渉君） 危険度が高いというふうなのが一つの基準というふうなことですけども、町内におきましても安心して安全に通学するには、まだまだたくさんの危険箇所が多く見受けられます。できる範囲で早急な解決を求めてもらいたいと思います。
- 次に、危険箇所等の問題につきましては今御説明がございましたが、交通安全施設等の改善策につきまして先ほどカ所数は出ましたけども、現在、星原校区では、坂元地区から小学生が2名、中学生1名、高校生1名そして牧川からは小学生3名、中学生2名、高校生1名が町道を利用して通学しております。小人数でありますけども、こういった中での通学路の利用者でございます。
- また、坂元地区におきましては、障害者のグループホーム、そしてまた高齢者のグループホーム、そして高齢者のデイサービスセンター等の福祉関係の事業者もありまして、交通量も職員等の利用がありまして交通量も若干多くなっている現状でございます。
- そういった中で、坂元地区におきましては、現在、実施中というふうなことで対策一覧表には掲げてありました。それで坂元地区におきまして、今こういった関係で施設等の増ということもありまして、以前、側溝の蓋等については幾らかの実施はされております。そういったまだ完全でございませんけれども実施中ということでされております。
- そしてカーブ等も多い関係で、カーブミラーの設置とか、そういったのも考えられないのか、そしてまた、引き続き、牧川地区におきましては、先ほど人員とは申しましたけれども、通学路には、国道の上から全く側溝の蓋がない現状でございます。

そういった中で、対策一覧表見ますと、牧川地区は、草之木線ですか、ここが検討中ということになっておりました。しかし、現在、草之木線には、児童生徒というのは私の知り得ているところでは、いらっしやいません。

そういった中で、この推進会議というのは、どのような形でどのような話し合いがされているのかというのを御説明いただきたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 通学路の点検につきましては、各学校において教職員及び保護者の方々に、年度初めから点検を行い、通学路及び学校周辺の危険箇所を把握し、各学校において通学路及び学校周辺地域の危険箇所マップを作成しております。そこで挙げられた危険箇所については、随時、教育委員会にもその報告があるところでございます。

また、緊急に対処する必要がある通学路の不具合・破損・補修などや交通安全施設の補修・設置等については、各学校から直接教育総務課に連絡が入り教育総務課で緊急対応したり、必要なときは、各外部関係機関及び役場内の事業担当課と連絡をとったりして、早急な対応を図っているところでございます。

○議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。

○2番（橋口渉君） ただいま説明がありましたけども、緊急性というのが一番の問題だと思いますけども、今、私が説明しました坂元地区並びに牧川地区の問題におきまして、事前に点検等も実施されているのかどうか。

緊急性があるのかどうかというの、教育長等々も、その現場を見に行った経緯もあるのかというのをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 私は現在の3カ所につきましては、実際に自分の目で見ておりませんので教育総務課長に答えさせます。

○議長（徳永留夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（浦口吉平君） 私のほうからお答えをいたします。

まず、坂元線についてのカーブミラーについて、各学校のほうから、この協議会のほうに挙がってくる資料、危険箇所または要望箇所ということで挙がっているかということについては挙がってきておりませんでした。

それから、牧川地区についても同様のことで、この牧川の対象となる路線が民道のところから上がっていく道なのかなという予想でおりますけれども、その道に該当する物がこちらのほうの協議会資料として各学校いわゆるPTAとそれから学校の教員で調べて挙がってきたものについて、こちらが協議をしておりますけれども、その中で挙がってきておりませんでしたので、具体的に調査対象地区として調査の対象になってないようです。

ただし、各町道につきましては、通学路に近いものについては、建設課のほうでも対応を、いわゆる施設の点検は随時行っていただいておりますので、こちらのほうの具体的にそこを教育委員会ではまたは教育長が見たかということについては、先ほど申し上げたとおり見ていないという内容になります。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。

○2番（橋口渉君） ただいまの学校側から挙がってきてないというふうなことですけども、全て学校というのがプログラムの中でも出てくるみたいなんです。

各学校は問題箇所を把握し、そして、また学校からの報告を踏まえ、学校児童生徒及びってというのが、いろいろ学校という言葉が出てくるようですけども、学校、先生方も異動等によりまして、そこに何十年もいらっしゃるっていうのは多分ないと思います。

引き継ぎ等でこういったのも、きれいに引き継がれていると思いますけども、そういった中で今後、この点検等の体制につきましては地域の方々も入っているようですけれども、そういった形で今後、できれば、教育委員会のほうとしましても、こういった声もあるよっていうのも取り上げていただきまして、実際に通学するのは子どもたちでございます。

子どもたちのほうからここは危ないですってというのが1番理想なんですけども、そういうのは多分ないと思いますので、そういったところを今後改めていただきまして、このメンバー的にもですね、危ないところがもし地域の方々から出されても、通学路としてこの推進会議には出されるんでしょうか。

あくまでも学校から出てこないと会議には出せないということですか。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） この会議の性質上、子どもたちの安心安全ということで、地域の皆さんも、とにかく学校を通じて出していただきたいというのが方向性でございます。

○議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 学校を通じてということですが、この地域の方々も、そういったのが理解されていらっしゃいますかね。何か、地域の方々にこういったのがあったら学校に通知してくださいとか、そういったのが教育委員会のほうから何か出されていますか。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 学校に対しましては、学校でのPTA、その他総会とかそういったものを通じまして、危険箇所等の点検、確認、連絡、そういったものを要請しているところでございますが、一般町民に対しては直接学校を通してとは広報はしていないところでございます。あくまでも、通学路の安全点検ということで、学校からということで考えております。

そのほか道路の全ての安全管理ということになりますと、ちょっと教育委員会の部署を外れてしまう部分もございますので、そういったことになっております。

○議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 一応、学校からというふうなことで、もしできれば学校のほうにも指導していただきまして、学校のほうから総会とPTA関係の方々でも、町民、町民といいますか、校区地域の方々へもそういった理解できるような、皆さんがたが何かあったら学校のほうに通達してくださいというふうな呼びか

けをしていただければうれしいかなと思います。

もう1点だけ。

最近、阿高磯から屋久津に向けての、ここが県道なんですけども、ここで、昨日ちょっと車で走ってたんですけども、かなり歩道に草が生えていて、おおりかぶっている現状で、児童生徒の方々はここを通るためには車道に出ないといけないというふうなのがございました。

そういったのでありまして、車道を歩かなければならない現状がありまして、地域の方々が、その都度その都度、草が生えてそういった現状であった場合に、建設課の中種子町の建設課を通じて、県熊毛支庁のほうに、そして、また地域の方々もできる方は、県のほうへ連絡している状況のようです。

しかし、町民としまして、なかなか県のほうに直接電話連絡とか、そういったのはなかなか勇気がいることだと思います。私たちもそうです。熊毛支庁に連絡する電話するというのは、なかなか考えながら連絡するというふうなことで勇気がいる状況でございますので、そういった状況を踏まえて、もしよろしければ、ここは県道ですので県のほうへ定期的に点検していただいたりとか、歩道を子どもたちが安心して通学できるように、町からの要望等も県のほうへ強くできないものか要望をしていただきたいと思います。

また、屋久津の手前のところでございますけれども、向こうは数十年前と変わりなく、歩道もなく、いろんな状況もあると思いますけども、道幅もとても狭く危険な状況でございました。そして、そこにはP T A関係者の方々が建てられたと思われまます看板等々もございます。ここは通学路です。とか。そういったのが数枚右左に建てられております。これはP T A関係者の方々が、多分立てたんじゃないかなと思われまます。県道というふうなことで、なかなか手がでないところもございませうが、町のほうからも、県に対しまして、早急な処置をしてもらえるように要望してもらい、今後も大切な町の宝でございませう。

子どもたちが安全で安心して、通学できる環境づくりを考えていただき、できれば早目の解決を希望しまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

現在、中種子町におきまして、介護予防、日常生活支援総合事業の取り組みがなされております。総合事業では、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いづくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とし、包括支援センターが中心となって実施している事業でございませう。

現在、町内におきましても事業の充実を図るために、様々な事業が展開されていると思われまます。この取り組みの内容につきまして、説明を町長のほうでよろしく願ひませう。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 今の議員のほうからの御質問としては、取り組み内容の説明ということでございますが、今、議員おっしゃいましたように、地域の実情に応じて住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援などを可能とすることを目指すものとして、国が介護保険法を改正して、介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業を整備しているところでございます。

本町も高齢者が要介護状態にならない総合的な支援事業として、隣接市町と情報交換を行いながら準備を進め、平成29年の4月から総合事業を開始しているところでございます。

その取り組み内容の説明をということでよろしかったかと思いますが、現在実施している総合事業は、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業に分かれておりまして、介護予防生活支援サービス事業の対象者は要支援1、2の方と日常生活の様子や身体機能・栄養状態・外出状況など、生活機能に低下があるかどうかを判定する基本チェックリストにより、何らかの支援が必要とされた方が訪問介護・通所介護などを利用できます。

訪問介護につきましては、訪問介護員などによる入浴などの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を指定事業所が実施しており、現在15人が利用しております。

通所介護につきましては、生活機能の向上のための機能訓練などのデイサービス事業を指定事業所が実施しており、71人が利用しているところでございます。

また、一般介護予防事業は、65歳以上の方全てを対象に主に4つの事業を実施しており、介護予防把握事業については、訪問相談時に高齢者に対して基本チェックリストを実施。何らかの支援が必要な方を把握して、必要な方に対しては運動機能向上や栄養改善などの支援につなげるために実施をしているところでございます。

介護予防普及啓発事業につきましては、公民館などを拠点として住民が自ら介護予防するための、介護にならないよう予防をするための体操や集いの場の育成を行っておりまして、6カ所、伏之前、満足山、阿高磯、東之町、三浜、旭町の自主活動グループへの支援を実施しているところでございます。

また、他の人たちと会話を楽しんだり、レクリエーションを楽しんだりする集いの場の支援を総合事業でも実施しており、介護予防事業への参加や地域活動に対してポイントを付与する地域介護予防活動支援事業の中で、ポイント事業に登録された19グループの活動も、高齢者が自宅に閉じこもることを解消する大切な集いの場であるとして支援を行っているところでございます。

なお、総合事業ではありませんが、生活支援コーディネーターと地域が連携して進めている生活支援体制整備事業、4つの地域、星原、平鍋、上方、梶潟で自主活動に取り組んでいただいております。

その他、要支援者などの生活行為の課題の解決などに向け、個々の事例について多職種より助言をいただく個別地域ケア会議などの地域リハビリテーショ

ン活動支援事業などを実施しているところでございます。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう住民などの多様な主体が参画し、地域で支え合う体制づくりを推進していく取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。

○2番（橋口渉君） ただいま総合事業の取り組み等々についての説明を伺いましたが、地域の自主活動体操とかそういったのに6カ所というふうなことでしたけども、私も数回、この場所にちょっと話しをしに、どういった内容で行っているのかっていうのは見に行ってきました。そしたら地域の高齢者の方々が、ここに来るのがすごく良いと、人がいて話もしてくれるというふうなことで大変ここに来るのが楽しみにしているというふうな声を聞きました。

そういった中で、ボランティアの方々がいらっしゃいまして、ボランティアの方々も多分、無償ボランティアではなかったかなと思うんですけども、こういった中で、こういった地域でやっているところはよろしいんですけども、自分たちも行きたいんだけど行く場所がないというふうな声も聞かれます。

そういった中で行きたいという時には、どこか行くところもなく家でテレビを見ながら、それで毎日を過ごしているというふうな高齢者の方々もいらっしゃいました。

そういった中で、今後、各地域で1カ所ずつでもこういった高齢者の方々が自由に集まれる場所づくりというのを考えたことはないでしょうか。

よろしいですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この取り組んでいる事業の本質というのはやはり介護不要の健康な高齢化社会をつくるという大きな目標があります。

自主的な活動を含めた、グループの形成というものに該当しない皆さんに関しましては、福祉バス等を利用して巡回して迎えに行き、町立の公民館、町の公民館などでやるとか、そういったこともいずれメニューとして組んでいかなければいけない部分も多いかと思えます。

考えはないでしょうかというか、考えはございますので、徐々に徐々に、そういったところはある程度熟成した環境の中で執り行っていくことが二の足を踏ませない要因になるかと思えますので、そこら辺は地域の方々、またコーディネーターの方々、ボランティア団体の方々とも連携をしながらやっていく必要があると思えますし、今おっしゃったように、高齢者の皆さんが確かに喜んでおられる姿、元気に体操される姿を見ると必要な要素だというふうには認識しております。

それに漏れることがないよう、希望のある方で漏れることがないような努力をすることがとても大切なことだと思っておりますので、今後また前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 車等々も考えられるというふうなことですけども、できれば歩いて行ける場所に、そういった所があればなというふうなのだと思います。行きたい時に行き、そしてまた話したい時に話せる場所づくりができれば生きがいの持てる生活ができていけるのではないかと思います。そういった中で、生きがいの持てる場所づくりを今後、多く考えていただき、いただくことに期待したいと思います。

次に、2025年団塊の世代の後期高齢者時代が到来します。当然、総合事業者の対象者も増えるであろうと考えられます。このことから、現在のいろいろなサービス展開がなされているというふうなことをごさいますけども、この事業で賄えるか、とても不安がございます。特に、先ほど言いました、ヘルパー問題、通所の問題、介護予防等々の問題等におけます問題で、かなり事業所で賄えるか不安がございまして、今後見据えた場合に事業所並びに人材確保の支援が必要ではないかと考えられますが、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 団塊の世代の後期高齢者、これが到来する。到来しつつある中でございます。事業所などの不足、人材確保の支援が必要ではないかということをごさいます。その人材確保、それから事業所に対する支援等というものは、具体的に橋口議員におかれましては介護事業に携わっていらっしゃる所で十分御認識がある部分があると思いますが、支援というものも様々な大まかでいうと、いろんな支援というのがございます。

そういったところも含めて、具体的な妙案であったり、そういったところもお聞かせ願えればありがたい、この場ではなくて、また具体的に話を相談をしていただき、また御指導賜ればというふうに思うところをごさいます。

当然、橋口議員に関しましては、もうこの介護事業に関しては十分御認識だとは思いますが、町民の皆様に対しても、ちょっと説明をさせていただきますと、第7期の介護保険事業計画、これでは2025年、第1号被保険者、これが65歳以上、これを3,007人と推計しているところをごさいます。また、第1号被保険者の要介護・要支援含む人をごさいます。認定者数570人というふうに推定しています。

令和元年10月末時点の状況では、第1号被保険者数は3,025人、要介護認定者数が557人となっております。事業計画推計値の被保険者数3,036人、要介護認定者数565人と概ね同じ数値となっているところをごさいます。

なお、この7期の計画に示されている数値でございますが、都道府県、市町村の介護保険事業計画の策定を総合的に支援するための国の情報システム、地域包括ケア見える化システムというものによって算出をしているところをごさいます。推計では本町の高齢者数のピークは、本町の高齢者数のピーク、これが2020年ごろではないかと予測されているところをごさいます。来年ということですね。

一方、65歳以上の要介護認定者数が570名とされておりますが、高齢者数の

ピークとされている 2020 年と比較すると 5 名程度増加するのではないかと予想されていますが、大きく増加するというのは考えにくいのかなというふうに思われます。

現在、町内でホームヘルプ事業であったり、入浴などの訪問によるサービスやデイサービス、ショートステイなど通所による介護サービスを提供しているのが、10 事業所、特別養護老人ホームやグループホームなどの施設サービスを提供しているのが 3 事業所となっておりますが、これらの介護サービス提供事業所が現在と変わらず、事業運営を行えた場合、していった場合は深刻な事業所不足とまでは至らないというふうに現時点では考えているところでございます。

しかしながら、介護サービス提供事業所によっては、介護事業を担う人材が不足しているということも認識しておりますし、人材不足によりサービスの提供ができないという現状も見られつつあるようであるということは認識しているところでございます。

この介護人材の不足につきましては以前から重要な問題として上がっていることでもございまして、これは鹿児島県介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取り組みとして、労働環境、処遇の改善などに資する具体的な検討と地域の実情に応じた人材確保の取り組みが円滑に実施されるよう介護保険事業関係者を初めとする関係機関団体と連携を図るために、平成 27 年に鹿児島県介護人材確保対策検討会というものを設置しております。

熊毛地域でも 10 月に、多分これは介護支援専門員協議会の会長、議員なされておられるので多分出席されたから中身について御存じかと思いますが、参考までにお知らせしますと、熊毛地域でも 10 月に今年度第 1 回の介護人材確保対策検討会、熊毛地域部会というものを熊毛支庁で医師会、熊毛支庁ということは、県も入っておりますので、県それから医師会、老人福祉施設、老人保健施設、ホームヘルパー協会、介護福祉士会、社会福祉士会、介護支援専門員協議会、ハローワークの各代表、そして行政機関が出席して開催され、地域における現状と課題、これまでの各機関の取り組み状況、今後必要な取り組みなど協議したところでございます。

行政、我々の取り組みとしては、本町のみでの対応で進めるのではなく、一市二町、熊毛支庁を含めた広域的な取り組みが必要であるというふうに考えているところでございます。

介護人材確保対策検討会の熊毛地域部会も 2 月ごろに第 2 回目が実施される、開催されると思います。その際には、また具体的な解決策の検討であったり、各団体の役割や必要な取り組みに係る方向性の検討を行うこととしておりますので、関係機関からの意見の把握にも努めながら現在の取り組みの充実を図っていき、行政としての支援の方向性、これを一市二町、情報共有周知しながら検討していきたいというふうに考えております。また、そういった会議の中でも御意見等賜ればありがたいかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 今、町長が答弁されたことですが、施設関係におきましては介護保険関係の施設、サービス事業所が賄えるか不安があるというのは、私は一応、総合事業関係者、要支援者の人たちの事業所ということで、現在、通所介護の通所サービスだけで申し上げますと、4事業所が総合事業の対象者も含めて、要介護者の人たちと一緒に、サービスを行っておる現状でありますけれども、なかなか難しい問題がありまして、要支援者と要介護者と一緒に介護していくというのは、そういった面から今後、サービスの不安があるんじゃないかなというふうなことを考えたわけでございます。

そういったことで一応、町長のほうからも出ましたけれども、町内でも生産年齢の人口が減少している中、働き手の不足がどの事業所でも見られております。今後も町におきまして、この生産年齢人口の減少に伴いまして外国人労働者等の受け入れの考えはないか、お伺いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 外国人労働者の受け入れを町ですということではないと思うので、そこら辺は、それぞれの事業者、先ほどあったような会議の中で検討して、県も含めた中で協議をするべき問題ではないかというふうに考えます。

あと、それから、要支援と要介護者と同時にというのは確かに問題のある部分もあるような認識をしておりますので、要支援の方を健康な体に回復させるようなこと、リハビリ、そういったことも含めて、これからは要支援と要介護の必要のない高齢化社会をつくるということも大きな目標になっていこうかと考えておりますので、あくまでも、人手不足のみを前面に押し出すものではなく、それも当然考えていく必要性がありますが、やはり健康な、健康で、高齢化していくという社会形成のための努力も必要かなというふうに思っているところでございます。

外国人労働者というものは、全国的にも様々な産業で雇用体系の見直しの中で叫ばれる要素でもございますので、そういったことに関しては、また各組織、組織の協議会等の中でも、また十分に吟味いただくことがまず先決ではないかなと思うところでございます。

○議長（徳永留夫君） 2番 橋口渉君。

○2番（橋口渉君） そういったことで、1番大事なのは、今町長がおっしゃられました健康な高齢者づくり、これが1番の問題だと思います。

こういったのに、いろいろな、先ほどの総合事業の取り組みのサービスの中で体操とか、そういった語り合える場所づくりというのも必要ではないかと思っておりますので、そういったのが今後、町民の方々が皆さん自由に使えるような場所づくりというのも考えていただきながら、場所づくりができるのを希望しまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね13時30分からとします。

-----○-----

休憩 午後0時14分

再開 午後1時20分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に3番 池山喜一郎君。

〔3番 池山喜一郎君 登壇〕

○3番（池山喜一郎君） こんにちは。

4番目ということで、一番最後の一般質問となります。

よろしくお願いいたします。

今年は台風の影響もなく、農産物が順調に生育されまして、甘藷、それからキビとも高単収が見込まれるというようなことであります。

ちなみに、11月30日で甘藷のほうは収穫が終了いたしました。単収、中種子町の単収が71、それから西之表が58.8、それから南種子が61.7というようなことでですね。皆さん方に配布しています資料の裏側に実績を農協からいただいて、皆様方にお示しをしているところでございます。

中種子町におきましては、バイオ苗等の供給がありまして、単収向上に相当効果が出てるんじゃないかというふうに思います。取り組みが、今までの行政の方々の取り組みがですね、功を奏してるんじゃないかということで感謝を申し上げたいと思います。

また、他方におきましては、千葉県を中心に東北方面の台風、それから水害等の被害、お見舞いを申し上げ1日も早い復興復旧をですね、お祈りしたいというふうに思っております。

それでは、一般質問の通告書一覧に沿いまして、一般質問を始めていきたいと思いますが、まずは、「鹿児島ブランド産地指定維持について」ということで、質問の要旨をですね読んで説明いたしたいと思います。

鹿児島ブランド産地指定は、地域の農産物の産地力強化に必要であり、その指定を守り活用していくことが大事である。本町では、レザーリーフファン・マンゴー・黒牛・黒豚が圏域指定、県全体のブランドとして指定されている。その中でも、特にレザーリーフファン・マンゴーについては、本町のレザーリーフファン・マンゴーについては、栽培者の高齢化や施設の老朽化により面積や生産量の減少でブランド産地の維持が危惧されております。今後、施設の老朽化、高齢者、それから施設の老朽化対策について、施策を講じる必要があるのではないか、町長にお伺いいたしたいと思います。

レザーリーフファンについては、組織統一、種子屋久農協花き振興会を結成し、そのもとで国の認証、G I 認証を目指しているということをつけ加えまして、町長のほうから答弁をいただきたいというふうに思います。

後以降につきましては、質問席のほうから質問いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） ただいま鹿児島ブランド産地指定維持ということでの御質問でございました。

鹿児島ブランド産地指定につきましては、現在、レザーリーフファン・マンゴーが新たなブランド整備に基づき、全国有数のブランド産地として、さらなる充実強化を図るため、引き続き指定を受けているところでございます。

また、安納芋のブランド会員向けの取り組みの推進や地理的表示保護制度、いわゆるG Iの登録に向けた産地体制の整備を行っているところでございます。

後継者問題につきましては、レザーやマンゴーに限らず、本町始め熊毛地域の課題となっているところでございます。

そのため熊毛地域における各農業関係機関団体が一体となり、地域における農業農村の振興方策の企画、地域農業農村の振興を図ることを目的に熊毛地域農政企画推進会議というものが設置されているところでございます。

その中で重点施策の推進として、担い手の確保育成を図るため、経営改善意欲のある農業者の確保育成、新規就農者などの確保育成、女性農業者の確保育成などの指導促進に努めているところでございます。

また、農業次世代人材投資事業や担い手育成支援事業などを実施しておりますが、なかなか厳しいものもございます。

今後、見直しなども含め、引き続き新規就農者などの確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほどございました施設の老朽化対策、これにつきましては建て替え及び新規導入などの場合は、国の補助事業を利用しながら、町としても支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、台風など自然災害による既存ハウスへの被害防止対策として、国の農業用ハウス強靱化緊急対策事業などを利用していただいで支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

既存ハウスの維持管理につきましては、農業用施設共済などの保険にも加入をしていただいで、日ごろから生産者による維持補修についてしっかりしていただければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 3番 池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） 後継者対策については、いろいろな施策を講じてですね、やっていく、短期的にはなかなか難しいことだというふうには理解をしております。今後とも、そういう各機関の協力を得て進めていっていただきたいというふうに思います。

施設の老朽化問題につきましては、やはり農家の自助努力というようなことで、これが1番となろうかと思えますけれども、やはり、台風とか塩害対策、塩害による災害によってですね、老朽化が腐食等の影響もありまして老朽化が進んでいる状況にもあります。

また、国の強靱化対策についてはですね。要件が厳しくて使いにくいというようなことで、農家のほうのうけもちよっと悪いような状況でありまして、なかなか申請がないようなところでございます。

資料をですね、作ってきております。

レザー販売生産の経過とか、マンゴーの販売生産経過というようなことで、レザーについては、平成26年から平成30年までの実績をここに示しておるわけですけど、面積としては、5町1反から4町4反8畝というようなことで、面積が減少してきております。生産者につきましても、47名から44名、途中増減がありますけども、このような状況となっております。それと、販売本数についても230万7,000本から159万4,000本ということで半減してきているということで、高齢化もあるんですけども、施設等がもう使えないような状況で生産も落ち込んでくるような状況でもございます。

それからマンゴーにつきましても、生産量、生産額がですね。1,000万あったやつが、令和元年、今年におきましては、1,000万を切るような状況になっているということで、早急にいろいろな形で支援をする必要があるんじゃないかなろうかというふうに思います。

生産現場の問題点ということで、ここにまとめておりますけども、生産者の高齢化、施設の老朽化ということで、塩害や台風による傷みも含めましてなんですけども、それによって離農や生産面積の減少、それから、施設の維持更新に多額の経費が発生しますよというようなことであります。

それから、生産資材の高騰、それに燃油価格の高騰というようなことで、マンゴーについては暖房たきますので、A重油等の価格の高騰ですね、あります。それによって、農家経営の圧迫、それと、資材についてもなんですが、本土や県外との価格差があることで収益が低下するというようなことであります。それと、新規就農者への施設の導入などリスクが大きいということで、新規の確保が難しい状況であるということでございます。それから、高齢者や後継者、担い手への施設譲渡も老朽した状態では負担となるのが大きいというようなことです。

1番最後にですね、下のほうに、サトウキビについては、台風被害や生産量減少の際には、国や県、町の補助事業があるのに、果樹とか花卉ではそのような施策を講じてもらっていないということで、農家からは言われてるというようなことで、やはり何らかの施策をですねしていただいて、これらの農家の支援を行う必要が早急にあるんじゃないかなろうかと。そして生産力を回復する必要があるんじゃないかなろうかというふうに思います。

そういうことで、このレザーリーフファン、それから、マンゴーについてはですね、他の市町村のほうをちょっとのぞき見ますと、南種子町においては、既存ハウスの骨組み部分の修繕に対する一部助成ということで、3年間で1,700万の事業費です。それで、助成率が町が3分の1、農協が6分の1ということで、約2分の1を助成し、農家負担2分の1というような事業で取り組んでおります。

ぜひ、中種子町においても取り組んでいただいて、こういうレザー、それからマンゴー農家の老朽化する施設に対する修繕費の助成をしていただきたいというふうをお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

町長の見解をお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） サトウキビの場合は、議員御存じのように国の防災作物として取り扱いの中で、基金事業の発動であったり、そういったことで、補助事業といいますか、そういったような形がとられております。

町単独でも、このサトウキビ、私、町長就任以降、サトウキビが豊作であったことがなかったものですから、農家の疲弊も大変厳しい状況であったために、議員の皆様方の御理解をいただいて、町単独の事業も行ったところでございますが、今年のような結果が、毎年続くようであれば、またその分の予算というのは、他の作物の分野にも動かしていけたりとかいう部分もあるかとは思いません。

また、作目に関係なく、やはり堆肥の問題であったりとか、いろいろ資材等の問題というのを今総合的に検討していくような方向で進めておりますので、答弁にはならないかもしれませんが、今年度も当初、来年度当初予算編成というのも各課要望が上がってきておりますが、そういった中で、ぜひ議員もこの一般質問の前に、そういった状況とか思いをまた担当課のほうに行って話をさせていただくような形づくりをしてもらえればなど、いかんせん、将来負担比率とか、そういったものも考えますと、なかなか、じゃ、わかりました。出しますというわけにはいかないということもありますので、そこら辺の費用対効果も含め、どの程度の方がどのようなことでお困りなのかということも含め、また、担当課長のほうに御教示いただければありがたいと思っております。

前向きに様々な作目に向けて、サトウキビが良くなってくれば、また他の分野にということ、いかんせん、農業の町でございますので、農業全般が潤っていくことを目指していくのは、皆様、議員の皆様方と私行政サイドとしても一緒の考えでございますので御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永留夫君） 3番 池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） ありがとうございます。

私も12月定例議会前に、課長さんのほうにお願いに行けばよかったんですけど、行っておりませんので、何ですが、農家がやはり直接、レザー農家それにマンゴー農家がやっぱり困ってるよということで私のほうにも相談がありましたので、今回質問をさせていただきましたが、来年、当初予算の場合、当初予算の計画を立てる以前にですね、もう1回、課長さんのほうにお願いをしに行こうかなというふうに思いまして、この件につきましては終わりたいというふうに思います。

今後とも積極的に考えていただきたいというふうに思います。

次に、「育苗施設の整備について」ということで、6月の定例会において質問いたしましたけども、水稻育苗施設老朽化に伴う再整備についてで答弁した整

備計画に変更が生じると、生じていると聞きましたが、この変更内容と経緯について答弁を町長にお願いいたします

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すいません。ちょっと先ほどのブランド産地指定の問題、若干補足をさせていただきますが、当然、我々もそういったところで国の事業、県の事業、そういったものがあれば、それを使わせていただく、またなければそれを要求していくということは当然強く要望していきます。

その中でもレザリーフファン、特にマンゴー等に関しては、JAが主体となった振興会で、振興会ですかね。というものがあって、その中でいろんな協議がなされると思いますので、これは、やっぱりJAを中心というのは、中央会からも、ぜひ声を国や県のほうにも上げてもらうというのも、とても重要な実質上の農家の声として上がっていく要素でもあるかと思っておりますので、そこら辺はまたJAOBとして、遺憾なく力を発揮いただければというふうに思うところでございます。

大変申しわけございません。蛇足でございました。

水稻育苗施設老朽化に伴う再整備ということで、場所の選定を含めまして中種子に整備するのが一番良いのではないかと考えているところでございましたが、当然、中種子に作るとなると新たな設備をつくる必要性がある。建屋も含め、施設整備については新しい施設や設備が必要になってくるかとは思いますが、現在建屋などを含め、松原山などにある農協の育苗ハウスなど、こういった部分の施設があるところでございます。

こういったものを有効利用など含めながら、農協など関連機関と協議をしながら検討している次第でございますと答弁しているところでございますが、その後8月13日、私一応、農業公社理事長として、また、私と農協の鮫島組合長、農業公社副理事長でございます。との協議を行いました。

その中で農協のハウスを利用して中種子にできないか場所の選定も含め、建設費用、ランニングコストなどについて協議をしたところでございます。

水稻育苗の現在の播種プラントが修理をしながら作業を行っているが、いつ動かなくなるのかわからない状態であること。それから、土地の選定や取得等に時間がかかること。総事業費が概算で3億円、新たに中種子に作るのであれば3億円以上かかることなどなど考え、既存の播種プラントの更新を行い、少しでも早く対応をまずすることが先決ではないかというふうな考えに、協議に結論に至ったところでございます。

再整備という中では、その整備計画の中に育苗施設、施設の再整備について場所選定を含めて、新築から既存施設の更新まで4案ほど案がございました。そのうちの一つに該当する方向で進めるということでございますので、整備計画の変更ということにはならないのではないかなというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 3番 池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） 先ほどの鹿児島ブランドについてはまた農政連等にも要請をしていきたいというふうに思います。

それでは、あの播種プラントのほうなんですけど、具体的に町長が答弁されたのは、令和2年は修理で対応して、令和3年には新しい施設というような具体的なことを申し入れ上げていただいたので、それをば、整備計画の変更、私は、捉えたということでもう一度いただきたいというふうに思います。

副理事長と理事長さんで協議されてということでもあります、なんですけど、専門的な播種プラントの会社の技術者とか、それから現場の育苗に従事する職員とか、そういう部署とかの意見も十分に聞き入れられたものだったのかということもありますし、それと、播種プラントについては、修理じゃなく更新ですか。それと、育苗ハウスについては今の状況を見ますと、もう腐食で大変な状況で部材を取替えてちゃんとやらんと季節風で飛ばされてしまうような状況にもありますので、その辺も考慮した上でのものであったのかということでもう聞きたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この育苗施設の再整備につきましては、中の播種プラントの中にある機械、これの不調が原因でございます。主な。です。ですので建屋等は特に老朽化をしておりますので十分使える。そういった中で、中の機械に関して更新を、修理ではなくて、更新をする計画であります。

そして、ハウスが老朽化して腐食等で傷んでる部分に関しては随時、修理の必要な場所に関しては、単年度単年度で修理していくというような考え方で、とりあえず、それが今年度、間に合わないんですが3年度にはそういう形で新たな機械が入った中で進めていきたいというふうに考えているところでございます。これにつきましても、プラントのメーカーさんと農業公社の間で既存施設の更新ということで十分な検討して、4つの案を出されてきているうちの機械の更新と、あとハウスに関しては、年度ごとに悪いところを修理していくというような使い方をまずしてみましようということでもう一度考えておるところでございます。今後も各関係機関と十分に協議をするよう公社のほうにも指示をしているところでございます。いかんせん、老朽化が甚だしい部分もあるので、単年度においてはその修理費が高くつくところもあるかもしれませんが、新たにイニシャルコストを抱えた新しい施設を作るには、まだ建屋のほうもそう古くないということも含めて、より効果的でより安くでお金のかからない方向で進めることも大事なことでないかということでもう一度、そういう方向で協議を進めているところでございます。

○議長（徳永留夫君） 3番 池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） 新設が1番じゃありませんので、やはり農家に支障をきたさないような方策を十分にとっていただいて、整備を進めていただきたいと思います。

また、今後の未来というかな、ことにつきましては、やはり本町においては、

早期水稲だけでなく、WCS、それからキビ芽苗、また今後さらに産地化が進むであろうブロッコリー等の育苗ですね。周年一貫した育苗体制の構築が必要じゃないかというふうに思います。

やはり単一品目だけしますと、やはりロスも大きくなりますので、将来ビジョンとしては、一体化した育苗ができるような体制を今後検討して進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、バイオマス構想実現に向けてということで質問いたしたいと思います。この構想については、平成21年3月に地域で広範囲に発生するバイオマスを大切な資源として捉え、それらを有効に活用することにより、新たな産業を興し、地域の活性化と循環型社会の構築を推進するために策定され、第5次中種子町長期振興計画に基本計画として位置づけられているが、その進捗状況について答弁を求めます。

町長、よろしく願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すいません。

先ほどの育苗施設のところで質問があるのかなと思ったら終わられたので、よければせっかくの機会でございますので、ちょっと後戻りして答弁をさせていただければというふうに思います。

水稲育苗にとらわれない育苗施設というのは本当に私も理想でというふうに考えているところでございまして、特にこれから先、少子化、少子高齢化、担い手不足という中で、育苗施設というのはとても大切なものだというふうに考えております。

でも、農家は苗からという昔からの話もございしますが、そこを上手にやっていけるようなシステムづくりと一元化した育苗ハウス等の整備などというのはとても理想的なものでもございます。そしてまた、このなぜここに戻ったかと言いますと、バイオマス構想の問題もここら辺に絡んでくるものがある。

そういったところで、国の農水省あたりとしっかり連携をとりながら、そしてまたなおかつ、この農水省と経産省、そういったところと連携をとりながら、やって進めていかないと大きな事業はできないのではないかというふうに考えているところでございます。

そういったところで先ほど、答弁したかったんですがそういうふうな感じで、イメージとしては、当然、議員のおっしゃるところ十分理解しておりますし、そういった構築を必要だというふうに考えております。

バイオマス構想につきましても、世界的な関心事でございます地球温暖化防止対策として、新エネルギーの導入促進というものが地方公共団体の重要な政策課題となっております。地球温暖化というのは刻々と進んでいるというふうに認識しております。

平成20年の6月31日、地球循環型社会の形成による地域社会活性化、ひいては地球温暖化防止に貢献するため、本町に潜在する廃棄物系未利用バイオマス並びにバイオマス資源作物などの利活用を進める中種子町バイオマスタウン構

想を策定することを目的に策定委員会が設立されたところでございます。

その後、策定したバイオマスタウン構想における取り組みをより具体的に推進するために、平成22年2月に国の地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業の補助により中種子町地域新エネルギービジョン策定等事業を実施しているところでございます。

第5次中種子町長期振興計画の第1章、「活気の種子あふれるまちづくり」の1で「農業で伸びゆくまちづくり」、3で「個性豊かで力強い産地の育成」、5で「バイオマスを基軸とした新たな産業の振興」の中で、地域新エネルギーにおける地域連携バイオマスプロジェクトは、本町の産業特性を十分に活用したプロジェクトであり、関係機関と協働して推進します。と位置づけられているところでございます。

バイオマスの種類につきましては食品廃棄物・廃食油・乳牛ふん尿・豚ふん尿・バカス・最終糖蜜・建築廃材・間伐材・稲わら・たばこ茎・果樹剪定枝などを選定し、活用方法としてメタン発酵バイオディーゼル燃料などを検討しているところでございます。

林業・農業・製糖業が連携した地域連携バイオマスプロジェクトとして短期的な取り組みから中期的な取り組みから、そして長期的な取り組みを4つの段階に分けて取り組みを進めることとなっているところでございます。

進捗状況でございますが、第1段階として、林地残材の木チップ燃料活用事業となっております。これにつきましては、未利用木材チップを燃料とした木質バイオマスガスが発電事業として、民間事業者と森林組合で協議が進められておりましたが、現在、なぜか白紙の状態になってしまったようでございます。金額の問題、発電量の問題、木の産出量の問題という点がネックになっているような話をお伺いしたところでございます。

次に第2段階のハウス農業への熱供給事業、これにつきましては、平成24年、25年度に製糖工場の排温水を活用したレザーリーフファンの加温栽培の実証調査をしております。

結果といたしましては、冬季の出荷技術として排温水活用の加温栽培は有望であります。冬季のいわゆるレザーリーフファンの販売単価、これが大きく向上しない現状にあっては、年間収穫本数を大きく向上せず加温栽培の経済的な優位性というものが明確にならなかったというふうな結果になっているところでございます。

また、平成29年11月1日に、本町と一般社団法人エネルギー資源学会と再生可能エネルギーに関する意見交換会を実施しているところでございます。

新光糖業ではバカスを原料として構内での熱を電力に利用し、余剰廃熱は冷却地に放熱をしており、その廃熱の活用を農業用ハウスへの熱供給含め公共施設への地域熱供給について意見交換をしたところでございます。

製糖期間は、新光糖業の未利用熱を利用して地域熱供給できますが、休糖期間は新たな熱源が必要になってくるため、休糖期間の熱供給能力、費用収支、熱供給資材が欧米などに比べ、日本は3倍近くかかることなど費用対効果が大

きく望めないことなど多くの課題があるというような結論に達したところでございます。

次に第3段階の最終糖蜜及びバイオマスの高付加価値利用事業につきましては、最終糖蜜いわゆる廃糖蜜でございますが、民間業者が廃糖蜜を利用してバイオマスによる発電事業を行いたいと、新光糖業に話があったようでございますが、まだ具体的な話には至っていないような話を聞いているところでございます。

最後に、第4段階の製糖事業の新形態に適したサトウキビ品種の開発及び普及促進についてでございますが、これにつきましては、機械収穫に適した株抜きに強く萌芽性が良く茎数の多い品種として「はるのおうぎ」が品種登録され、数年後には農家に供給ができることになっているところでございます。

「はるのおうぎ」は茎数が多いため、バガスの量が今までの品種に比べ多いと聞いておるところでございます。バカスは工場内の燃料として活用し、余剰バカスは家畜の敷料として農業用に活用され、また堆肥として農地に還元される循環型農業ができております。

以上が、現在のところの、このバイオマス構想実現に向けての進捗状況でございます。

○議長（徳永留夫君） 3番 池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） 今までの進捗状況について伺いましたが、今後、作物としてはレザーリーフファンですね。冬季の収量と考えると効果は確認できたが、年間の収穫量には拡大には及ばなかったということで伺いました。

その他ですね。作物をこの、温排水で栽培管理しようとかというような計画は今のところはないのでしょうか。伺います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど説明をしたようにレザーリーフファンであったり、安納いもの苗ハウスとかに導入したりとかいう実証実験等を行っておりますが、実際、それを大規模な先ほど申しました育苗体制を構築していく大きな要素としては、先ほども申し上げましたが、農水省並びに経済産業省等のお金を利用してやらないと、将来負担比率とかにかかわってくる問題でございますので、なるべく、町持ち出しを少なくしていくためには、そういった経済産業省並びに農水省などのことを使いながらやっていくわけでございますが、そういったところでの新光糖業の熱利用そういったもの、それから、こういうバイオマスに関するエネルギーの有効利用ということの一つの基軸として、その政策を打ち立てていかないと、なかなかそういう事業を活用できない部分もあるかと思っておりますので、これをしっかり立てていくためには、作っていく、形成していくためには、バイオマスというものをしっかり、その中に位置づけていく必要性はあると思っておりますので、そういったことも含めながら、これから先じっくり検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 3番 池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） 簡単にはいかないと思いますので、その辺は十分に検討して実りあるものにしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次に、令和3年度よりサトウキビについては、「はるのおうぎ」が原料用として、栽培が開始されるということになっております。

この品種は、品種の特性については、先ほど町長もお話をされましたが、高単収で萌芽性がよく機械収穫時に株の引き抜き等に強いということで、また株出しの回数の増加が見込まれるということで、サトウキビ栽培の救世主として期待されております。しかし、この特性を十分に発揮させるためには、堆肥の施用が必要となっております。たくさん収穫するものについては、たくさん堆肥が必要となります。幸いに「はるのおうぎ」については、繊維率が高いということで、バカスの採取量も30%ぐらい取れるということで、既存の品種の平均が23%ということでありまして、既存からしますと高く相当量の余剰バカスが見込まれるということで、このことを踏まえ、本構想により施設を整備し、安価で良質な堆肥を安定的に生産して、基幹作物はもとより園芸作物の生産向上につなげる必要があるのではないかとということで、このこと、それと併せましてバイオマス構想の展望について、2つですね、お聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まずバイオマス構想の展望というのは先ほど説明をしたとおりでございますので御理解いただければと思います。

先ほども議員が大変御苦労して作ってこられた資料でございますが、オーギはいろんな事業があるのに、果樹にはそのような施策を講じてもらえない。農家から言われるということでございますが、この堆肥に関しては、6月議会で浦邊議員のほうからも質問があって答弁をさせていただいたところでございますが、土づくりというものの観点から、この堆肥の投入というのは非常に有効なものでございます。

有機物の活性化を図った上で化学肥料を散布することで、非常に良い土ができていくのではないかなというふうに、私は認識しているところでございます。この堆肥、投入堆肥を製法が必須ということで、これに関しては、島外からの持ち込みもしなければ、キビ・甘藷・その他農作物全般に対応していくには量的に足らないのが現状であるというふうな認識でおりますので、この輸送費、堆肥の輸送費が結構な金額になっておりますので、ここら辺を有人国境離島とかその他の法案を通して、農業資材としての運賃の助成というものができないかということも、国や県に強く要望していくつもりでございます。既に要望してある、個人的には要望している部分もでございます。

そういったところで、とにかく良い土づくりをしていただけて作付けしてもらおうことで、農家の皆さんにも、このキビとか、そういったものに限らず、農作物全般に良い影響が出るような施策をしっかりと検討して参りたいと思っております。

現在、農協の堆肥センター、何回も説明するんですが、これ有効活用して、

地元畜産農家の牛ふんとサトウキビのケーキ並びにバカスなどを利用して、安く堆肥を販売できないかということも含めて、農協とも協議をしているところです。

堆肥の需要というのは割と集中しがちです。集中する時期に堆肥が不足しないように、堆肥のストックもできるような設備も必要であり、島外からの堆肥の搬入も大量に1度にはできませんので、そういったことも含めて、農家の皆さんにしっかり対応できる堆肥センターなるものが必要であるということで今協議をしっかりと進めてございます。

水稻育苗施設でもそうだったんですが、農協の組合長さんと協議をしっかりとしながら、農協の堆肥センターを有効活用して、いわゆるこのバイオマスタウンという意味も兼ねて、そういったものをまず手始めにやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 3番 池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） この堆肥の件につきましてはですね。やはり、既存の施設を使うことを重点に考えていただきたいと思います。

先ほどもあったように、本土から購入しますとどうしても運賃がかかるということで、堆肥の倍ぐらいの運賃がかかってくるというようなことでございますので、やはり地元のバイオマス資源を有効に利用してですね。畜産農家から荒堆肥を回収するなり、いろいろして、そして、先ほどもありましたようにバカスやケーキを活用してですね。地元にある資材を有効に活用して、できるだけ安い良質なものを農家のほうに供給していただくよう努力をしていただきたいと思います。

やはり育苗施設についても、それから堆肥センターについてもバイオマス構想の中に入っておりますので、やはり、先ほど町長からありましたように、経済産業省のものに適合するような形でですね、助成金もいただきながら、今後、大いに進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、農協の組合長さんともですね、密に連絡を取り合って、農業、それから農政の発展のほうに寄与していただきたいというふうに思います。

それから1番最後になりますけど、長期振興計画のですね、第2節に第5次長期基本計画の基本的性格というのが2ページのほうに示されております。長期振興計画とは、(1)町の最上位に位置する「羅針盤」の役割であります。それから2番目に、町民と行政の「共通目標」であり「約束事」ですよということを書いてあります。それから3番目に、目指す町の姿の達成度を計る「基準」としての役割ですよということを書いてあります。やはり、この性格にのっとった振興を行っていただきたいというふうに思いますので、今後とも努力をお願いしたいしたいと思います。

これをもって、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね2時20分からとします

-----○-----
休憩 午後 2 時 7 分

再開 午後 2 時 15 分
-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議事を続けます。

-----○-----
日程第 6 議案52号 土地改良事業の施行について

○議長（徳永留夫君） 日程第 6、議案第52号、「土地改良事業の施行について」を
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第52号について説明いたします。

農業基盤整備促進事業を実施するにあたり、土地改良法第96条の2第2項の
規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は農業基盤整備促進事業第三中種子地区です。事業の場所は、本町の
大字増田、納官、野間、坂井、田島地内でございます。事業内容は、農道の改
良舗装工事で延長 1 万 1,520メートル、施行期間は令和 2 年度から令和 6 年度ま
での 5 年間とし、総事業費は、7 億 3,400 万円。施工方法は請負でございます。

詳しい内容につきましては、農地整備課長に説明をさせます。

○議長（徳永留夫君） 農地整備課長。

○農地整備課長（池山聖年君） 説明に入る前に配付されております A 3 版 1 枚用
紙の全体計画図をお手元に準備していただきたいと思えます。

それでは、町長の提案理由と重複いたしますが了承いただき説明いたします。
この事業は、地域農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるよう担
い手への農地集積の加速化や沿線の農地の遊休化防止、生産効率の向上と併せ
て、サトウキビの増産強化を図り、意欲のある農業者が農業を継続できる環境
を整備するものでございます。

それでは、全体計画図をご覧ください。

図面の右上、丸で囲んでいるエリア、増田区域 21 路線、道路延長 5,750 メートル。
次に、図面左側、丸で囲んでいる国道 58 号を挟んだ東西のエリア、納官区域 9
路線、道路延長 2,920 メートル。次に、図面中央あたり、丸で囲んでいるエリア、
県道西之表南種子線の東側、野間区域 3 路線、道路延長 900 メートル。次に、図
面左下、県道野間島間港線の東側、丸で囲んだエリア、岩岡区域 2 路線、道路
延長 1,570 メートル。最後に、1 番下の図面一番下、丸で囲んでいるエリア、南
界区域 3 路線、道路延長 380 メートル。以上が計画路線となります。

この事業を導入することにより、農業機械の大型化対応及び生産資材などの
円滑な輸送体系が確立されるとともに、農作物輸送時における荷痛みの軽減と
輸送効率の向上が図られ、安定した農業経営が期待されるところでございます。

事業内容につきましては、全体で38路線の改良舗装を行うものでございまして、道路延長1万1,520メートル、幅員4メートル、総事業費が7億3,400万円でございます。事業期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画で実施する町営事業でございまして、事業費の負担割合は国費が55%、4億370万円、地元負担が45%、3億3,030万円となっております。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案53号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第7、議案第53号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第53号について説明いたします。

本年8月の人事院勧告に基づき、職員の勤勉手当率を0.05月分の増、4月に遡り給料表を平均0.1%引き上げ改定するものでございます。また、令和2年度から住居手当の支給要件を改定するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 議長（徳永留夫君） 日程第 8、議案第54号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第54号について説明いたします。
地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。内容については、会計年度任用職員制度施行に伴う関係する 7 条例を改正するものです。
以上、よろしく願いいたします。

- 議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。
これから、議案第54号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案55号 損害賠償の額を定めることについて

日程第10 議案56号 損害賠償の額を定めることについて

日程第11 議案57号 損害賠償の額を定めることについて

日程第12 議案58号 損害賠償の額を定めることについて

- 議長（徳永留夫君） 日程第 9、議案第55号、「損害賠償の額を定めることについて」から、日程第12、議案第58号、「損害賠償の額を定めることについて」までの 4 件を一括議題とします。
本件について説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第55号から議案第58号について一括して説明いたします。
建設課職員・福祉環境課職員・管理公社職員が起こした 4 件の事故に対し賠償するため、地方自治法第96条第 1 項第13号の規定に基づき議会の議決を求めらるものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明させます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） それでは、議案第55号から議案第58号までの損害賠償について御説明を申し上げます。

議案第55号は令和元年8月16日、午後1時30分ごろ、建設課委託職員が町道の草払い作業中、飛び石により通行中の私有車のフロントガラスにひびが入ったため損害額11万1,380円を賠償するものでございます。

次に、議案第56号は、令和元年10月10日、午前8時30分ごろ、中種子町公共施設管理公社職員が作業現場に向かうため公用車を後方確認不十分のまま後退させようとした際、駐車中の私有車に接触し、バンパー及びテールランプを損傷させたため、損害額7万6,769円を賠償するものでございます。

次に、議案第57号は、令和元年10月10日、午前11時35分ごろ、中種子町公共施設管理公社から給食センターへ派遣している職員が、岩岡小学校に学校給食を配達中、駐車中の私有車に接触し、フロントバンパーを損傷させたため、損害額7万3,997万円を賠償するものでございます。

次に、議案第58号は、令和元年10月10日、午後4時ごろ、福祉環境課職員が、体操教室に向かうため公用車を駐車場に進入させようとしたところ門柱に接触し破損させたため、損害額3万800円を賠償するものでございます。

以上4件、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、賠償額は、全国町村会総合賠償補償保険により全額が補償されるところでございます。

また、今後、このようなことがないように交通安全に対する意識の高揚と安全運転に努めるよう指導し注意喚起をしたところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番 永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 私は、この損害賠償について反対するつもりもございませんが、一つ苦言を呈しお願いをしておきます。

今回、4件の物損事故ということで、これまでにない非常に多さだというふうに思います。

議案第55号の件については、道払いをしてて異物が飛んで、そこに偶然車が通りかかった不運な事故で気の毒に思いますが、しかし、後の3件はいずれも運転手の確認不足が原因だというふうに思います。

今度はこういうことがないように徹底した指導を一つよろしく願いしておきます。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号から議案第58号まで4件を一括して採決します。
お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号から議案第58号まで4件は、可決されました。

-----○-----

日程第13 議案64号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第13、議案第64号、「印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） それでは、議案第64号について説明をいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。施行は、令和元年12月14日となります。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案65号 中種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第14、議案第65号、「中種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第65号について説明いたします。

先ほどの議案第64号と同様の法改正に伴い、所要の改正を行うものでござい

ます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案59号 令和元年度中種子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（徳永留夫君） 日程第15、議案第59号、「令和元年度中種子町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第59号について説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の増額及び国県支出金の決定による調整と9月補正予算以降必要となった経費の計上が主なものでございます。

まず、歳出予算から御説明いたします。

総務費は、第6次長期振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る業務委託の追加。

民生費は、各事業の実績見込みによる調整。

農林水産業費は、各種さとうきび振興事業の実績による減額と農道等補修事業の追加。

商工費は、雇用拡充事業拡大支援事業の交付決定による減額。

教育費は、特別支援学級新設に伴う空調設備工事の追加と教科書新規採択による小学校教師用指導書等の購入経費の増額。

災害復旧費は、8月豪雨災害被害に対する農地及び施設の復旧経費の計上が主なものでございます。

次に、歳入予算につきまして御説明いたします。

地方特例交付金は、幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金の追加。

国県支出金は、交付決定による予算額の調整。

繰入金は、財源調整のため財政調整基金を減額。

雑入は、一部事務組合の前年度精算返納金などを増額。

町債は、災害復旧債の増額などによる調整を計上しているところでございます。

その結果、歳入歳出にそれぞれ、1,577万9,000円を追加し、補正後の予算総額を67億685万1,000円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、債務負担行為の補正及び地方債の補正もあわせて計上しております。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） それでは、令和元年度中種子町一般会計補正予算（第3号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

まずは歳出から説明いたします。

13ページをお願いします。

人件費につきましては、人事院勧告給与改定に伴う調整が主なものでございますので説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは13ページの中ほどの下の、目の6企画費、節の11需用費の修繕料、増額169万5,000円は、風力発電の修繕料。

目の13委託料、増額284万7,000円は、第6次中種子町長期振興計画策定支援業務及び第2期中種子町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務委託でございます。

15ページをお願いします。

15ページの中ほどの、目の1社会福祉総務費、節の7賃金、減額271万9,000円は、相談支援事業に伴う減額でございます。

次に16ページをお願いします。

16ページ、1番上の、目の1児童福祉総務費、節の20扶助費、増額208万6,000円は、事業実績に伴う増額でございます。

次のページ、17ページをお願いします。

中ほどの、目の1保健衛生総務費、節の19負担金補助及び交付金、増額143万7,000円は、公立種子島病院組合及び種子島産婦人科医院組合の負担金の調整でございます。

次に、18ページをお願いします。

18ページの中ほどの、目の1塵芥処理費、節の19負担金補助及び交付金、減額139万3,000円は、種子島地区広域事務組合負担金のごみ処理分の前年度繰越に伴う減額でございます。

同じページの下段の、目の1農業委員会費、節の13委託料、減額132万円は、地図情報システムの更新が不要になったための減額でございます。

次のページ、19ページの2段目の、目の3園芸特作振興費、減額400万6,000円は、産地パワーアップ事業の入札執行残に伴う減額でございます。

その2段下の、目の5甘味資源振興費、減額948万2,000円は、サトウキビ収穫コスト支援事業の収穫実績による減額とサトウキビ増産支援緊急対策事業の

実績による減額が主なものでございます。

1 段下の、目の 6 鳥獣被害対策費、増額124万6,000円は、鳥獣被害対策実践事業の交付決定による調整でございます。

次に20ページをお願いします。

1 番下の、目の 1 農地総務費、節の19負担金補助及び交付金、増額108万円は、サンシャイングリーン地区の畑かん用のポンプ修繕による町の負担金でございます。

次のページの 1 番上の、目の 3 農道農地等維持補修費、増額330万円は、サトウキビ増産対策として農道と流末水路の整備をするための修繕料を増額するものでございます。

1 段下の、目の 5 基盤整備促進事業費、節の13委託料、減額340万は、事業の計画変更に伴うものでございます。

次に、節の15工事請負費、増額440万円は、第二中種子地区の転倒ゲートの追加と中山地区の事業完了に伴う減額でございます。

次に22ページをお願いします。

1 番上の、目の 2 商工業振興費、減額2,850万円は、雇用機会拡充支援事業 2 件の事業不採択による減額でございます。

次に、中ほどの、目の 1 土木総務費、節の19負担金補助及び交付金、増額300万円は、県道西之表南種子線の地方特定道路整備事業大塩屋地区の事業費の増に伴うものでございます。

23ページをお願いします。

1 番上の、目の 4 道路改良舗装費、節の13委託料、減額238万4,000円は、入札執行残、節の15工事請負費、増額411万9,000円は、原之里線の補償費、下場通り線歩道整備事業の委託料から工事請負費へ組み替えるものでございます。

1 番下の、自然災害防止事業費は、畠田地区の用地費を工事請負費に組み替えるものでございます。

次に25ページをお願いします。

25ページの 1 番下の、目の 1 学校管理費、節の11需用費、増額450万9,000円は、小学校教師用指導書及び教科書の増額でございます。

次に、26ページをお願いします。

上から 3 段目の、目の 4 学校建設費、増額733万5,000円は、星原小学校・納官小学校・岩岡小学校の特別支援学級教室の空調整備に係る工事請負費の増額でございます。

下から 2 段目の、目の 4 文化財保護費、減額250万円は、歴史民俗資料館の展示ケースの更新が必要なくなったための減額でございます。

1 段下の、目の 5 種子島こりーな管理費、次のページの、節の15工事請負費、減額390万円は、入札執行残でございます。

27ページ、中ほどの、目の 3 体育施設管理費、増額279万7,000円は、中央運動公園各施設の電気料と水道料で、風力発電設備の故障によるものでございます。

1番下の、目の1 現年発生農業用施設等災害復旧費、増額3,902万6,000円は、8月豪雨災害による農地12件、施設6件の事業費でございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入、9ページをお願いします。

9ページ、1番上の、目の1 子ども・子育て支援臨時交付金、増額370万8,000円は、保育無償化に伴うものでございます。

3段目の、目の1 民生費負担金、減額118万2,000円は、中央保育所広域保育所の保育利用の実績による減額でございます。

1番下の、目の1 民生費国庫補助金、減額350万円は利用実績に伴うものでございます。

10ページをお願いします。

中ほどの、総務費県補助金、減額2,284万2,000円は、有人国境離島法に係る特定有人国境地域社会維持推進交付金の内示による調整でございます。

1段下の民生費、県補助金、節の7 児童福祉費県補助金、増額229万1,000円は、交付決定の内示による調整でございます。

1番下の、目の4 農林水産業費県補助金、次のページ、11ページの、節の25 産地アップ事業県補助金、減額341万6,000円は、入札執行残による調整でございます。

その下の、目の8 災害復旧費県補助金、増額3,011万3,000円は、農地12件、施設6件の現年発生農業用施設災害復旧事業補助金でございます。

1番下の、目の1 財政調整基金繰入金、減額1,529万4,000円は、財源調整によるものでございます。

12ページをお願いします。

1番上の、目の1 雑入、節の4 雑入、増額2,061万8,000円は、説明欄の4行目、種子島地区広域事務組合前年度返納金、清掃分1,143万3,000円、下から4行目の、中南衛生管理組合前年度精算金603万1,000円が主なものでございます。

中ほどの、目の2 土木債、減額180万円は、各事業の執行残による調整でございます。

目の5 災害復旧債は農地12件、施設6件の災害現年発生農業用施設災害復旧事業債でございます。

歳入は以上でございます。

7ページをお願いします。

7ページ、「第2表 債務負担行為補正」でございます。

1の追加は、長期振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務に係る委託費を令和元年度から令和2年度まで限度額664万3,000円を追加するものでございます。

次に8ページをお願いします。

「第3表 地方債補正」でございます。

1の追加は、災害復旧事業債の限度額を690万円とし、2の変更は補正後の限度額を一般単独事業債6,920万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

最後に1ページをお願いします。

1ページ、第1条第1項は、既定予算に1,577万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億685万1,000円とするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によることとするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正について、第3条は地方債の補正について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案60号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第3号)

○議長（徳永留夫君） 日程第16、議案第60号、「令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第60号について説明いたします。

歳入につきまして、給与改定に伴う一般会計繰入金5万2,000円の増額です。

歳出については、給与改定に伴う一般管理費5万2,000円増額、保険給付費は年間見込みによる一般被保険者療養給付費及び高額介護療養費、437万3,000円の減額、前年度保険給付費等交付金償還金確定に伴う諸支出金、537万3,000円の増額です。

その結果、歳入歳出予算それぞれ5万2,000円を追加し、補正後の総額を12億3,183万5,000円とするものでございます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 60 号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 17 議案 61 号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算
(第 3 号)

○議長（徳永留夫君） 日程第 17、議案第 61 号、「令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長（田淵川寿広君） 議案第 61 号について説明いたします。
歳入につきましては、地域支援事業における支払い基金交付金の前年度追加交付分として 13 万 1,000 円の増額です。
繰入金は介護保険準備基金繰入金 200 万 3,000 円の増額です。
歳出につきましては、高齢者実態調査の調査報酬及び介護保険伝送通信の設定作業委託として、総務費の一般管理費 52 万 7,000 円、介護認定審査会事務負担金 20 万 7,000 円それぞれ増額です。
保険給付費では、高額医療合算介護サービス費を 100 万円、特定入所者介護予防サービス費を 40 万円それぞれ増額します。
その結果、歳入歳出それぞれ 213 万 4,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 12 億 1,885 万 7,000 円とするものでございます。
以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 61 号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案62号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)

○議長(徳永留夫君) 日程第18、議案第62号、「令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長(田淵川寿広君) 議案第62号について説明いたします。

歳入につきましては、給与改定及び人間ドック補助金の増に伴い事務費繰入金30万円の増額です。

歳出につきましては、給与改定に伴う一般管理費9,000円の増額、健康診査費29万円の増額、一般会計繰出金1,000円の増額です。

その結果、歳入歳出予算に30万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億4,067万4,000円とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(徳永留夫君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳永留夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案63号 令和元年度中種子町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(徳永留夫君) 日程第19、議案第63号、「令和元年度中種子町水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長(田淵川寿広君) 議案第63号について説明いたします。

今回の補正予算は、収益的収入の営業外収益で、高料金対策分の繰り出し基準見直しによる一般会計補助金255万5,000円を減額するものでございます。

収益的支出の営業費用で職員給与改定に伴い、原水及び浄水費の給料4万1,000円、手当等4万3,000円をそれぞれ増額し、配水及び給水費の法定福利費、10万6,000円を増額するものです。また、総経費の給料1万5,000円、手当等

6万円、法定福利費10万9,000円をそれぞれ増額するものです。

その結果、収益的収入を255万5,000円減額し、収益的収入の予算総額を2億7,882万7,000円、収益的支出を37万4,000円を追加し、収益的支出の予算総額を3億727万7,000円とするものです。

次に、資本的支出の建設改良費において配水設備改良費で町道脇之川橋撤去に伴う仮設配水管布設として工事費300万円を増額し、営業設備費で給水車取得に伴う車両運搬具購入費80万円を増額し、補正後の資本的支出の総額を2億241万円とするものでございます。

資本的支出額に対して不足する額1億1,041万円は過年度損益勘定留保資金1,935万円、当年度損益勘定留保資金7,881万9,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,224万1,000円で補填するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あすから11日までは休会とし、12日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後2時54分

令和元年第4回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月12日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 第3 議員派遣の件
- 第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	浦邊和昭君	2番	橋口渉君
3番	池山喜一郎君	5番	永濱一則君
6番	蓮子信二君	7番	濱脇重樹君
8番	下田敬三君	9番	迫田秀三君
10番	日高和典君	11番	戸田和代さん
12番	園中孝夫君	13番	徳永留夫君

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	田淵川寿広君	総務課長	阿世知文秋君
教育長	北之園千春君	教育総務課長	浦口吉平君

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	田中晋二君	議事係長	榎元卓郎君
--------	-------	------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、永瀆一則君、6番、蓮子信二君を指名します。

-----○-----

日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 議員派遣の件

○議長（徳永留夫君） 日程第3、「議員派遣の件」を議題にします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（徳永留夫君） 日程第4、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回中種子町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前10時2分